

近世神宮領における捨子と行き倒れ

——元禄—明和期の事例——

茂 木 陽 一

はじめに

本稿は、元禄期から明和期まで、すなわち捨子の保護を規定した貞享4（1687）年の捨子禁令から行倒人保護を指示した明和4（1767）年の幕令や明和8年のおかげ参りに至る時期について、捨子や行き倒れの発生状況と、町在によるその保護の態様を伊勢神宮領、なかんずく宇治六郷と呼ばれる内宮領を対象に事例収集と若干の分析を行おうとするものである。

筆者はこれまでに、近代社会における捨子＝棄児の発生件数について、東京・大阪などの都市部とならんで、西日本諸県での多さと、東日本の少なさに着目して、近代マビキ慣行との関連で検討を加え、近世社会での捨子慣行の有無との関連に着目してきた。具体的には、長崎県と三重県との比較検討から示唆を受けようと試みている。そうした時に、三重地域の近世社会で捨子慣行が成立していなかった事の社会構造的な分析が課題であると考えていた。捨子養育の記録を対象に特徴を分析する事とならんで、近世社会の全期間を通じた捨子に関わる社会的な意識の変遷をも考察の要素にする必要があると考えている。特に、マビキ慣行との関連で考えると、捨子を慣行化していく背景には、弱者に対する社会的保護の有り様が関係していると思われる。そうした弱者に対する社会的保護という視点からは、もう一つ行き倒れに対する町在による保護のあり方が、近年になって分析の対象としてクローズアップされている。

近代社会における行き倒れ、行路病者・行路病死者に関しては、近年竹永三男氏による精力的な分析が進められる一方、近世社会についても柴田純氏によるパスポート体制の提起を画期に、批判的な検討を進める藤本清二郎氏らの研究が進行している。

本稿では、そうした研究状況を念頭に、さらに、捨子の問題を含めた地域社会による社会的弱者への保護の有り様の研究を進展させるための事例の発掘と分析を進めようとするものである。

1. 史料と内宮領朝熊村について

本稿で主として用いている史料は、伊勢市朝熊区が保有している朝熊区有文書の中の「万日記」「万覚帳」等の表題を持つ御用留で、旧三重県史編さん室に架蔵されている複写本を閲覧した。この史料は元禄2（1689）年から明治元（1868）年まで間断なく書き継がれてい

る。朝熊区有文書には、「年寄仲間日記」「日帳」などの表題を持つ史料群があり、こちらは元禄9(1696)年から明治11(1878)年まで継続して書き継がれている。万日記は年寄仲間日記の記録の中から重要事項を抜粋して編纂されたものである。したがって年寄仲間日記の方が根本史料なのだが、量的な問題で、本稿では「万日記」の記載によっており、部分的に年寄仲間日記の記述を参照した。さらに、時間的な関係から、本稿では元禄2年から明和8(1771)年までの70年間の分についての分析を行った。また、2018年3月の三重短期大学地域問題研究所主催の第57回地域問題研究交流集会において、本稿のもとになった研究報告「近世神宮領における棄児・行倒人について」を行っているが、同報告では、元文4(1740)年までの史料によって分析を行っており、本稿ではさらに事例を追加した分析となっている。

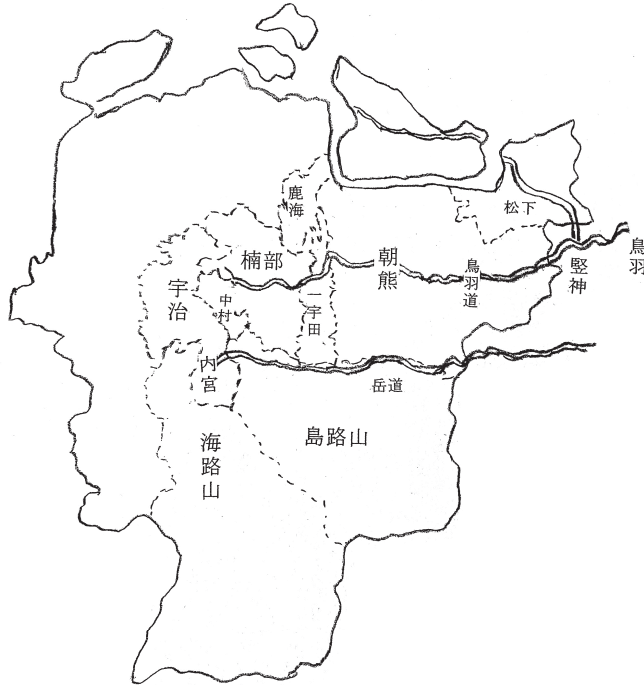
朝熊区は江戸期において、伊勢神宮内宮領である宇治六郷の中の下四郷に属する朝熊村(朝熊郷)であった。伊勢神宮領は、宮川以東と表現される様に度会郡の東半分ほど、現在の伊勢市域にほぼ重なる範囲であり、他に多気郡内の現明和町内の齋宮地区を含んでいる。伊勢神宮領はさらに外宮領と内宮領に分かれ、内宮領は6つの郷から成り立っており、これを宇治六郷と称している。宇治六郷は宇治の町域にあたる上二郷と農村部である下四郷に区分され、上二郷の年寄によって宇治会合(内宮会合)という自治機関が組織され、内宮領の自治的行政機関になっている。外宮領は同じく三方会合によって自治的に運営されている。

伊勢神宮領の形式的な領主は伊勢神宮であるが、伊勢神宮の組織は京都の公家である神宮祭主がトップにあり、伊勢においては十禰宜とよばれる神主によって構成される。一禰宜が神宮長官と呼ばれる。内宮自体は六郷の行政を担当するわけではなく、遷宮を初めとする神事をなう組織である。いわば祭祀執行機関の内宮と自治的行政機関である宇治会合によって神宮領(内宮領)は成り立っているのであるが、伊勢には幕府の機関である山田奉行が度会郡小林村に置かれている。山田奉行は祭祀執行機関としての伊勢神宮の保護と監督のために置かれており、他の遠国奉行の様な行政機関ではないが、神宮領内のトラブルに関して内宮会合で解決できない様なものに対する裁許を行っており、実質的には宇治会合の上位機関の役割を果たしている。

神宮領は太閤検地をはじめとする領主の検地の対象から外れているため、他の近世町村とは異なる特徴を持っている。検地がないので、村切りが行われず、絶えず他の郷や枝村との境界争論が発生しており、ある事件が起こった場所がどの郷に属するのかが重要な争点になる。また、名主・庄屋は無く、家格の高い家が年寄として合議で村政を運営している。

また、内宮の後背地には広大な山林が広がっている。内宮の東側には島路山、南側には海路山があり、島路山は内宮六郷の入会地になっている。ここで発生したトラブルは、宇治六郷、もしくは上二郷を除いた下四郷で協議して解決する事になる。

図① 朝熊村周辺地図



朝熊村（朝熊郷）および関係町村の位置関係を示すために、図①「朝熊村周辺地図」を作成した。内宮の鳥居前町としての宇治町には、上二郷に属する浦田町・中之切町・館町などが所在しているが、宇治町の東側に下四郷と呼ばれる中村・鹿海村・楠部村・一字田村・朝熊村・松村が所在しており、このうち、一字田村と松村とは朝熊村から分村して成立した村である。朝熊村は神宮領の最東端であり、鳥羽藩領の堅神村と接している。朝熊村領内には浜道・鳥羽道・岳道という三筋の道が通じており、伊勢参宮にやってくる参宮道者は外宮・内宮へ参宮した後、金剛證寺や志摩の伊雑宮、さらに熊野参詣や西国巡礼へと向かう者も多く、そうした巡礼者達の参詣道となっている。そのため、特に岳道には多くの茶屋が設置されており、それなりに人通りがある。本稿で取り上げる捨子や行き倒れの多くは、これらの参詣道沿いに発生しており、また、岳道は朝熊領内だけでなく、六郷山である島路山をも通っているので、そこでの捨子や行き倒れは、必然的に宇治六郷やその中の下四郷が処理する対象になっている。

本稿の典拠史料である万日記は朝熊村内で生じる日常的な事象を記録するものだが、その他に、島路山で発生するトラブルについても記録されている。さらに、内宮会合から内宮領全体に廻される触達を記録する御用留の役割も持っている。たとえば、追放者が出た

り、久離願が受理されると、追放者や久離者は神宮領内に居住する事や宿を取る事が許されないので、外宮領の事例でも内宮会合を通じて内宮領にも廻状が廻され、朝熊村の記録に留められる。したがって、棄児・行倒れについても朝熊村領内だけの記録では無く、内宮領内で発生した事例や、さらに外宮領内で発生した事例も記載されており、神宮領全体での動向や特徴をある程度把握する事が出来る。

2. 捨子事例の特徴

朝熊村の記録では、元禄9(1696)年から明和4(1767)年までの70年間で、11件の捨子の事例が確認できる。表①「神宮領の捨子事例」に内容を示した。出典欄のA1、A2等は旧三重県史編さん室架蔵の簿冊番号である。表中、朝熊村領内が2例、宇治六郷の入会山である島路山が3例、牛谷坂などの内宮領が4例、外宮鳥居前など外宮領が1例、不明が1例となっている。内宮領や外宮領の事例が含まれているが、外宮領の1例は迷子か捨子かが不明であり、内宮領の事例も内宮会合から捨子の捨主についての照会であって、詳細は不明である。したがって、この11件が神宮領全体の捨子事例を網羅しているとはいえない。朝熊村及び島路山の5例については、朝熊村に費用負担が発生するケースなので、実際に発生した捨子事例を網羅しているといえるだろう。町場ではないことから当然事例は少なくなると思われるが、発生した時期が元禄8年の捨子・捨犬制禁の幕令が伝達された直後と、享保飢饉時を中心としている事から考えると、日常的に捨子が行われていたとは考えにくい。

捨子の年齢は、生後100日以内を含めて当歳が5例、2歳以上が3例である。性別は男女とも3名づつがわかっている。事例数が少ないため、これ以上の特徴を知る事は難しい。また、捨子の養育については、元禄12年の捨子の際の費用分担の取り決めにおいて、以後は、何によらず預かった村の負担とする事となった。実際の預賃は元禄12年の例が、1日銀6分、享保18年の例で1月銀20匁(1日6分7厘)、であるから、おおむね1日銀6分前後だったと思われる。また、元禄9年の例では養子先へは金2分の養育料が付けられている。

表① 神宮領の捨子事例

| 番号 | 年号 | 西暦 | 場所 | 年齢 | 性別 | 事項 | 出典 |
|----|------|----------|------|--------|----|--|-----------|
| 1 | 元禄9 | 16960302 | 朝熊領内 | | | 朝熊領内に捨子があったので、保護した上で宇治会合に連絡すると、捨子の養育は先年より在所が養育することになっていると回答されたので、捨てた場所に高札を立てる。 4月14日、鳥羽片町の与兵衛が捨子の引取を申し出たので、金2分を付けて、鳥羽へ送る。 翌15日になって、与兵衛が捨子を連れてきて、引取を要求するが、一度金子を付けて渡した以上引取は出来ないと断る | 朝熊町有文書A1 |
| 2 | 元禄12 | 16991115 | 島路山 | | | 11月15日、六郷入会の島路山に捨子があり、奉行所へ注進する。島路山で中村の教右衛門が捨子を拾いあげ、宇治会合に連絡すると、捨子のことは山田奉行に注進する必要があるということで、四郷同道で奉行所に届出、奉行所は四郷に捨子預かりを指示する。 11月23日、捨子が朝熊村又兵衛の子ではないかとの噂が立ったが、又兵衛は女房と離縁したが、子供は実家の大貫村又兵衛に預けたと否定する。 11月26日、宇治会合で吟味が行われ、捨子は又兵衛の子に間違いのないとなり、奉行所へ報告される。 奉行所は、捨子に金1両を与え、発見者の教右衛門には金2分を与えたうえで、養子先が見つかるまで、四郷で預かることを命じた。 捨子は楠部村佐左衛門後家に1日銀6分の預貸で預けられたが、翌年2月14日になって、急死する。 捨子の死亡を奉行所へ届け出たが、死亡の際の処理費用に銀37匁6分を要した。 6月21日の寄合で、四郷側は六郷での負担を主張したが、奉行所が四郷に預りを命じたからという理由で上二郷が拒否する。また、これ以後は何によらず預かっていた郷が負担するという事になった。 | 朝熊町有文書A1 |
| 3 | 正徳4 | 17141224 | 朝熊領内 | 生後50日 | 男子 | 朝熊村内に生後5.60日の捨子があったので、奉行所へ報告した所、入念に養育する様に申し渡された。 村内又兵衛に預けて、養育した所、翌年1月になって、発病したため看病したが、薬石効なく1月5日に死亡した。奉行所へ届出、検視が行われ、病死に間違いのないという事で、鳥羽道の端へ垣外(朝熊村のかわた身分)に命じて葬った。費用は54匁5分であった。 | 朝熊町有文書A8 |
| 4 | 享保18 | 17330304 | 島路山 | 2歳 | | 島路に二才くらいの捨子があり、四郷村々に捨主がいないか取り調べる様に宇治会合から廻状が来る。 | 朝熊町有文書A20 |
| 5 | 享保18 | 17330615 | 島路山 | 生後100日 | | 島路山で生後100日程の捨子が見つかる。六郷が会合で、中村の三郎に1ヶ月銀20匁で預けることになる。 7月11日になって、捨子は病気になって死亡した。会合へ報告した所、会合役人と中村とでひそかに死体を埋葬し、奉行所には届出なかった。 費用は預貸が16匁、連絡費用が1匁の合計17匁で六郷割とした。 | 朝熊町有文書A20 |
| 6 | 元文4 | 17391127 | 内宮領 | | | 牛谷坂に捨子があり、心当たりが問い合わされたが、朝熊村には捨てた者も養子を望む者もないと回答する。 | 朝熊町有文書A26 |
| 7 | 宝暦6 | 17560125 | 内宮領 | 当歳 | 男子 | 24日夜に谷坂小屋に当歳の男子が捨てられていた。25日に、捨てた者の心当たりを尋ねられ、2月1日には、捨子を貰いたい者の有無が尋ねられた。 | 朝熊町有文書A35 |
| 8 | 宝暦9 | 17590214 | 外宮領 | 2,3歳 | 男子 | 外宮一之鳥居に2,3歳の男子が捨てられていた。迷子かもしれないので、村内の吟味を行う様会合から触れられる。 | 朝熊町有文書A39 |
| 9 | 明和2 | 17650212 | 内宮領 | 2歳 | 女子 | 2月11日夜に牛谷坂に二才くらいの女児の捨子があった。それにつき、捨て親についての照会と、養子望みの者の吟味が会合から指示される。 | 朝熊町有文書A45 |
| 10 | 明和3 | 17660405 | 内宮領 | 当歳 | 女子 | 4月4日夜、当歳の女子の捨子があった。捨主につき内宮領へ照会がある。16日になって、捨子を養子に望む者につき照会がある。 | 朝熊町有文書A45 |
| 11 | 明和4 | 17670415 | 不明 | 当歳 | 女子 | 4月15日夜、当歳の女子の捨子があったので、捨主についての吟味が村々に命じられる。16日に養子望みの者の照会がある。 | 朝熊町有文書A46 |

3. 行き倒れの特徴

①行き倒れの定義

行き倒れを検討しようとするときには、そもそも行き倒れとは何か、どのような状況を行き倒れとして分析の対象にするかという問題が生じる。竹永三男氏は近代の行き倒れを定義して、行旅病人・行旅死亡人・行旅病死人の総体とされている（竹永 2012）。旅病人が、養生されながら、そのまま死亡した場合、旅病人が保護される前に死亡した場合が行き倒れであることは間違いないが、道中手形などを所持せずに死亡したケース、病死では無く事故死した場合、また、これがもっとも問題であるが、道中手形を持たず、みるからに乞食死である場合、乞食死であっても、病死では無く餓死している場合、さらに縊死・捨身などで発見されている場合、これらのうち、何を行き倒れと見るかによって分析の範囲は変わってくる。とくに、乞食死をどのように位置づけるかというのは大きな問題になってくる。

朝熊村における異死の中で「行き倒れ」と表現されている事例は次の様なものであった。正徳5（1715）年12月、朝熊村領内箕瀬薬師堂の西に50歳くらいの非人体の死亡者が見つかったのだが、この時の記録が以下の様に記されていた。

【史料1】

一、箕瀬薬師堂堺田之内行倒有之由松下村方番人申来り候故彼場へ立越見届申候処、非人之様ニ相見へ五十計成男相果居申候故、則内宮へ右之旨書付ヲ以申上、御公儀様へ御注進申上候へは御検使御越被成、御見分之通相違無御座候旨、御検使へ証文差上候

口上書之文言・容体書之写左ニ記ス

乍恐申上口上

朝熊村領箕瀬山と申所ニ薬師堂御座候、此境内に行倒者有之候旨松下村方申来候ニ付早速我々立越見届申候処、非人と相見得年頃五十計男やせおとろへ相果居申候、則見分仕候段別紙ニ書付御覧ニ入申候、右之趣御公儀様え宜被仰上可被下候、以上

未ノ十二月 朝熊村年寄

内宮二郷御年寄衆中

箕瀬薬師堂に50歳くらいの非人体の男が死んでいるのを見つけた隣村松下村の番人が知らせてきたのだが、見分した朝熊村年寄が内宮会合へ報告した口上書に「(薬師堂の)境内に行倒者有之候」と記されている。ここでは、非人体の死者を行き倒れと認識している。

翌正徳6（1716）年4月4日に六郷山である島路山の一ノ瀬近辺で死者が発見された。

その際の記録が以下の通りである。

【史料2】

一、島路山之内一ノ瀬近辺ニ行たおれ者御座候、就夫御相談致候而二郷へ相断可申候、各之内老人宛状相届次第柳田か太夫方迄御出可被成候、為其如件候、以上

四月四日 中村楠部村年寄

鹿海村・朝熊村・一字田村・松下村年寄衆中

急用故右之趣一字田村へ朝熊村方申遣候

中村・楠部村から朝熊村他への廻状には「行たおれ者」と記されていた。この廻状では、死亡者がどのようなものであったのか不明だが、「就夫御相談致候而二郷へ相断可申候」とあることと、他の事例から見ると、この死人が非人体の者で、奉行所への報告を行わずに、内々での処分を行った可能性が高い。

享保 18 (1733) 年 1 月 24 日、同じく島路山四之瀬で落物、すなわち死者が見つかった。その際の記録が以下の通りである。

【史料3】

一、島路山ニ落物有之候、急成儀ニ存中村・楠部方会合へ注進仕置候、就夫相談仕度儀も有之候間、其郷々御兩人づ、柳田まで早々御越可被成候、於柳田可得貴意候、為其如斯候、以上

正月廿四日 中村・楠部年寄

鹿海村・朝熊村・一字田村・松下村御年寄衆中

一、島路山四つ之瀬と申所ニ行倒有之候間各御出ニ可被成候、我等儀早速立越申候得者如斯御座候、以上

正月廿四日 楠部年寄

追啓申入候、先ニ早々中村迄御出可被成候 楠部年寄

鹿海村・朝熊村・一字田村・松下村御年寄衆中

このように、非人の死、すなわち乞食死に対して「行き倒れ」と認識されている。他方、乞食死でない場合でも、後述の【史料10】に示したように、「行き倒れ」と認識されているケースもある。

元文5(1740)年12月4日に、六郷山である島路山一ノ瀬で死体が発見され、各村の年寄が中村に出向いたところ、内宮会合から、死者が「下館領河原町勘兵衛と申者親ニ而候由」との連絡が来た。下館領河原町は宇治六郷の内の上二郷に属する宇治町内であるが、死者は同町の勘兵衛の親だという事が判明し、死体を引き渡したというのである。ここでは、非人体の者の死亡ではないが、それが判明するまでは「島路山行倒者相果居申候」と認識されていた。

こうした事から考えると、在方では身元不明で非人、すなわち乞食死である可能性のある者に対して「行き倒れ」と把握している様に見える。したがって、行き倒れを把握しようとする場合は、旅病人が病死したケースのみならず、乞食死も含めて考える必要がある。

しかし、餓死や病死による乞食死と縊死・捨身などによる乞食死との間に本質的な違いは無いようにも思える。藤本清二郎氏は、自死を事件性のある死として行き倒れの分析対象から除外されているが(藤本2018)、神宮領においては乞食死の多数の存在が特徴となっているので、除外するべきではないと考える。

また、旅病人について行き倒れと表現する事は無かったのであろうか。旅病人の保護については後述するが、70年間の20事例を一覧にした表③「神宮領における旅病人と継ぎ送り」をみると、寛延3(1750)年6月の例に「行倒」の表現を見いだせる。

【史料4】

一、鳥羽領市郎左衛門新田近辺ニ出生三州渥美郡堀切村小三ニと申者行倒居申候由、月行事若い衆三人、垣外式人召連れ見申候処、病氣にて行歩難叶然処宇治河原町ニ弟新助と申者居住之由ニ付若イ衆を以其段申入候得者早速請取ニ被參無滞も連帰其懸村々養生いたしくれ入用老奴五分入候

これによると、隣接する鳥羽領市郎左衛門新田近辺で、病気で歩行困難となっていた三河渥美郡堀切村の小三ニを見付け、宇治河原町に弟がいるということなので、連絡を取って引取に来させたというものだが、「小三ニと申者行倒居申候」としている。ここでは、行倒是病気で動けなくなった状態を指しているのである。

また、幕府が明和4(1767)年に出したいわゆる明和令の3項目には「行倒」の表現がある。

【史料5】

一、途中ニ而相果候は次村え不継支支配之役所致注進其所ニ而仮埋いたし置其者之在所親類村役人懸け合之上其所ニ葬候共望ニまかすべし、若同心者廻国之類懐中何国ニ而も相果候

ハバ其所え葬候様ニ本寺触頭其在所之寺院或ハ親類等慥成書付有之候ハ支配之役所江訴之
(在所え相届ニ不及、其所え)可取置、勿論最初^ハ行倒^ハ相果^ハ罷在^ハ候節^ハ取計も同様之事
〔御触書天明集成〕二四三八)

この明和令の中で「最初^ハ行倒^ハ相果^ハ罷在^ハ候節^ハ」という表現が見られる。これは、「途中ニ而相果候は」に対応しており、宿継ぎ・村継ぎで宿送りされている途中で死亡した場合が「途中ニ而相果」であり、最初に発見された時点で死亡している場合を「行倒相果」として、区別しているのである。

そこで、本稿では次の様に理解したい。最広義の行き倒れは、領内で動けなくなっている状態を指し、その中には、病通で歩行困難になっている行き倒れと、死亡しているので動けないで行き倒れが含まれる。死亡していて動けなくなっている場合には、自死・餓死・病死・事故死・被殺人が含まれる。病死の場合に、発見された時点で旅病人の病死である場合と、隣村から継ぎ送りされ、さらに送り出す前に病死した場合とに分けて、前者を行倒相果、後者を途中相果とする。

このような整理が可能であろう。その上で、本稿では、広義の行き倒れのうち事件性の強い被殺人以外の事例を検討する。旅病人の病死と並んで、乞食死もまた、分析の対象に含め、なかんずく縊死や捨身についても分析の対象に含めていきたい。

そこで、領外者が領内で死亡した事例を広く取り上げて一覧にしたのが表②「神宮領における行き倒れ」である。以下、この中の事例について検討していく。

表② 神宮領における行倒れ

| 番号 | 年号 | 西暦 | 区分 | 乞食死 | 事項 | 出典 |
|----|------|----------|-----|-----|--|-------------------------|
| 1 | 元禄2 | 16890121 | 異死 | | 山田領神田村の池で34,5歳の男の水死体が見つかり、内宮領に対しても該当しそうな男で、他行中・家出・奉公中の者の調査が命じられる。 | 「楠部村廻状之亨」 (報告書 I 3頁) |
| 2 | 元禄7 | 16941121 | 不明 | | 箕瀬薬師堂に「たをれ者」が出たが、松下村の者が先に埋葬して、高札を建てる。朝熊村は同地が朝熊領だとして松下村に抗議した。 箕瀬の帰属については、5年後の元禄12年に奉行所の裁許がでて、箕瀬山の利用については、松下村に帰属させ、朝熊村に米5升の年貢を出す。落物・たをれ者が出た場合は、朝熊と相談して双方同道で届け出るが、取置(死骸之埋葬)は松下で行う。薬師堂境内は朝熊村の支配とする。ということを決着を見た。 | 朝熊町有文書A1 |
| 3 | 元禄8 | 16950906 | 不明 | ● | 朝熊領内西沖で乞食が死亡していた。山田奉行に注進した上で、朝熊村のかわたの墓に埋葬した。 | 朝熊町有文書A1 報告書 I 68頁 |
| 4 | 元禄9 | 16960227 | 不明 | ▲ | 嶋路山(宇治六郷の入会山)内杉坂新田の納屋で鉢開坊主が死亡していた。四郷年寄と宇治会合とで相談して、「御公儀様へは隠密=仕」として、秘かに埋葬した。 | 【史料13】 朝熊町有文書A1 |
| 5 | 元禄9 | 16960722 | 不明 | | 中村より、杉坂の辺りに死人があると連絡してくる。 | 報告書 I 75頁 朝熊町有文書A1 |
| 6 | 元禄11 | 16980624 | 不明 | ▲ | 六郷山で山伏勤進の尼が死亡していると連絡があり、宇治会合と山田奉行に注進する。 | 朝熊町有文書A1 |
| 7 | 宝永2 | 17050403 | 縊死 | ● | 鳥羽道沿いの畑の榎に35,6歳くらいの乞食山伏が麻縄で首をくくって死んでいた。朝熊村から宇治会合へ連絡し、宇治会合から山田奉行所へ連絡が行った。所持品にはは染、錫杖、銭17文を所持していたが、道中手形などはなかった。 奉行所は前々の通早速葬送する様指示してきたので、牛谷へ土掛けを命じ、藏龍庵に焼香を依頼して、無縁地に土葬し、高札を立てる。 | 【史料11】 朝熊町有文書A2 |
| 8 | 宝永2 | 17051022 | 病死 | | 松下村から、箕瀬山道で病死人が出たと連絡があり、見分に出たが、病死人は既に鳥羽側が引き取ってしまった。箕瀬山は朝熊山の領分であるが、鳥羽の側の言い分は、病死人は鳥羽の者であり、朝熊まで連絡するには遠すぎるし、喧嘩などによる死亡ではないので、引き取ったというものであった。 | 朝熊町有文書A3 |
| 9 | 宝永8 | 17110129 | 事故死 | | 鳥羽道のかや堂というところで、60歳位の奉公人体の男が死んでいた。死人の様子を見分のうえ奉行所へ報告した。奉行所からは検視役人が派遣され、死体発見の状況から、崖下へ転落したものと判断し、事件性はないとして、死体の埋葬が指示されたので、鳥羽道の墓所へ埋葬する。 30日になって、鳥羽藩の家の中士がやって来て、中間の庄兵衛という者ではないか確認するために死人を改めたいと申し出る。奉行所からは、既に検視も終わって埋葬した死人を再度掘り出すことはならないと命令されたので、その旨鳥羽藩士に伝える。 | 【史料9】 朝熊町有文書A7 |
| 10 | 正徳5 | 17150112 | 不明 | ● | 島路山の一之瀬に乞食の女が死亡していた。奉行所に届出、検視を受けた上で、埋葬した。費用は、番銭として66匁7分がかかり、六郷割とした。 | 朝熊町有文書A8 |
| 11 | 正徳5 | 17151299 | 不明 | ● | 箕瀬薬師堂の西に、50才位の非人体の行倒れ者が見つかったので、奉行所へ届け出、検視をうけた。検視の上事件性が無いとして、墓所に埋葬した。費用は50匁であった。 | 【史料1】 朝熊町有文書A8 |
| 12 | 正徳6 | 17160404 | 不明 | | 島路山の一ノ瀬近辺で行き倒れ者があったので、それにつき、相談したいことがあると中村・楠部村から他の四郷村々へ廻状がある。 | 【史料2】 朝熊町有文書A9 |
| 13 | 享保5 | 17201103 | 身投 | | 山田常明寺道の池で34,5才の女の身投げ死体が発見され、検視が済んで死骸取置(埋葬すること)が命じられたが、心当たりがないか内宮領の村々にも問い合わせが来る。 | 朝熊町有文書A10 |
| 14 | 享保10 | 17251224 | 餓死 | ● | 箕瀬薬師堂で34,5才の乞食が死亡していた。25日に奉行所から検視役人が来て、所持品等の見分を行い、食物が全くなかったことから餓死と判断し、牛谷の者に土掛けをさせて葬った。 | 【史料12】 朝熊町有文書A12 |

| | | | | | | |
|----|------|----------|----|---|---|---------------------|
| 15 | 享保17 | 17321229 | 病死 | ● | 鳥羽道黒岩という所で乞食の病死体が見つかり、見分のため月行事と垣外の者を派遣したが、慥に乞食風情だということで、「何方より尋ね来たる筋これあるまじく候様に存候、隠密に仕舞わせ」と宇治会合にも奉行所にも報告せずに、内々で処理してしまった。 | 朝熊町有文書A19 |
| 16 | 享保18 | 17330124 | 不明 | ● | 島路山四之瀬で行き倒れが見つかり、四郷年寄と宇治会合役人が吟味した所、乞食に間違いないということになり、奉行所には届け出ず「隠密にいたし」、牛谷の者に葬らせた。 | 【史料3】 朝熊町有文書A19 |
| 17 | 享保19 | 17340109 | 病死 | | 鳥羽道岩谷で、千日参の者が病気になった。朝熊まで連れてきて介護し、宇治会合に報告したところ、病人の出生は宇治今在家の左右衛門という者であった。病人は、結局地藏堂で死亡してしまったので会合へ連絡した所、左右衛門の親類、佐右衛門の養子が死体を引き取りに来たので、死人籠で受けとって帰って行った。 | 朝熊町有文書A20 |
| 18 | 元文4 | 17390111 | 病死 | | 島路山の笹原で行倒れ者が見つかる。生国は美濃国高須西河原の文七倅平吉25才で母親連れで、参宮後安乗を訪れた帰路で、御師は山田松尾豊前であった。宇治会合へ報告し、会合から奉行所へ報告がされると、親が付き添っているというので検分は省略すると言われたので、外宮御師に死骸を引き渡した。 | 朝熊町有文書A25 |
| 19 | 元文4 | 17390520 | 縊死 | | 朝熊村内の山で50才位の男が首を吊って死亡していた。村で見分したが、「乞食風情」か「何方之者」か判然としないので、会合と奉行所へ報告した。奉行所から検視役人が出発した後で、死人が下馬所町の西村九郎兵衛であることが判明する。検視役人に報告して、引き返してもらう途中、古市の角屋で酒食の饗応をする。 | 【史料10】 朝熊町有文書A25 |
| 20 | 元文4 | 17390826 | 不明 | ● | 朝熊村西沖みの下で乞食の娘が死んでいた。出生はわかっていたので、垣外の墓に埋葬させ、蔵龍庵に弔せて、無事に終わった。 | 【史料16】 朝熊町有文書A26 |
| 21 | 元文5 | 17400423 | 殺害 | | 内宮今在家町の権之進が谷坂辺で切り殺され、それにつき様子見分の者の有無が取り調べられ、朝熊より一円無之との回答 | 朝熊町有文書A26 |
| 22 | 元文5 | 17401204 | 不明 | | 島路山一ノ瀬に行き倒れの死体があると、鹿海村から連絡があり、中村へ赴いて吟味した所、内宮領下館領河原町勘兵衛親だと判明し、勘兵衛方へ死体を引き渡した。 | 朝熊町有文書A26 |
| 23 | 寛延1 | 17480903 | 不明 | | 七つ尾森の北東に死人が見つかり、見分にてたところ、夜になって鹿海村の者がやってくるので、鹿海の領内に死人が見つかり、見分した所、西河原日参の者であった。この件については、内密に処理したいと申出たので、承知し、何事もなく済んだ。 | 朝熊町有文書A31 |
| 24 | 寛延4 | 17510611 | 縊死 | | 朝熊村稲場岡で、朝熊村の勘吉が首縊りの男の死体を発見した。年寄が見分に行くと日数が経過して腐敗が進行していた。どこの誰とも不明なので、会合へ注進した。 | 朝熊町有文書A32 |
| 25 | 宝暦2 | 17520110 | 病死 | | 夜五つ時に桶屋の蔵が東之河原奥右衛門家の土間に50くらいの男が瀕死の状態であると申し出て、年寄・月行事が赴くと、既に死亡していた。荷物を改めると、往来一札があり、熊野和深浦四郎兵衛である事がわかった。往来一札には他国で死亡しても国元へ無縁の者なので連絡はせずに、所の作法で処理してくれとなっていたので、垣外之者に命じて内々に墓所へ葬り、蔵龍庵に布施料3匁で弔って貰った。 | 【史料6】 朝熊町有文書A33 |
| 26 | 宝暦3 | 17530822 | 身投 | | 島路山の中に身投げの者が出たとの中村・楠部村からの報せで、四郷年寄が中村会所へ出向いた所、会合役人から四郷年寄は控えているとの指示が出るが、古来からこのような場合は、会合と一所に四郷年寄も見分に出ると主張して、出かけたところ、桃木谷という所の瀧の上に観念の備え物を置き、50才くらいの男が瀧へ身投げしたという状況であった。奉行所役人も出張して見分し、死骸は牛谷之者に処理させた。 | 朝熊町有文書A33 |
| 27 | 宝暦7 | 17570109 | 不明 | ● | 夕刻、中村の者が、宇治山（六郷山）の北のせという所で年頃50ばかりの脚絆のみで衣類・道具が無い裸の男の死体を見付け、役人が見分に向かう。死者は非人に間違いないという事で、会合役人から内々に処理するという事で牛谷之者に死体の処理が命じられた。 | 【史料15】 朝熊町有文書A36 |
| 28 | 宝暦8 | 17581125 | 不明 | | 牛谷坂に70歳ほどの老女が果てていた。身元を知っている者の有無を取り調べる様に会合から達しがあり、朝熊村村内には見知りの者はいないと回答する。 | 朝熊町有文書A38 |
| 29 | 宝暦11 | 17610930 | 縊死 | | 山田辻久留町の明屋敷で30歳位の男が縊死していた。それにつき、心当たりの有無を宇治会合を通じて内宮四郷村々にも照会が来た。朝熊村からは、心当たりは無いと回答する。 | 朝熊町有文書A43 |

| | | | | | |
|----|--------|----------|----|---|--------------------|
| 30 | 宝暦 1 2 | 17620113 | 病死 | 朝熊領岳坂に30歳くらいの男の病人がいたので、年寄が駆けつけ、医者を頼み介抱したが、そのまま死亡した。身元を改めたが不明だったので、内宮会合へ注進をする と、死人は田丸領久保村の勘兵衛であるとして、兄弟親類が死体を引き取っていった。久保村庄屋から不審な点は無いとの口上書を出させ、内宮会合へ口上書を差出した。 | 朝熊町有文書A43 |
| 31 | 明和5 | 17680206 | 水死 | 二見今一色村の浜辺に72.3歳の男の流死人の死体が漂着した。それにつき、内宮会合から宇治町在へ身元の照会が行われる。 | 朝熊町有文書A47 |
| 32 | 明和 7 | 17700201 | 水死 | 宮川上の渡しの船番所の下に、27、8歳位の男の溺死体が見つかる。各村に心当たりの有無の吟味が命じられる。 | 朝熊町有文書A48 |
| 33 | 明和 7 | 17700517 | 身投 | 楠部村丸池へ40歳くらいの男の身投げ死体が見つかり、心当たりの吟味が会合から要請される。 | 朝熊町有文書A49 |
| 34 | 明和 8 | 17710512 | 病死 | 11日暮れ方、元浦の女、文助伯母つやが茶摘日雇稼ぎから戻る途中で弱々しい様子となり、粥などを食べさせてくれる様言ってきた。そのままに出来ないで、若イ衆を元浦村庄屋まで遣わし、引き取る様にいうと、追っ付け引き取り連れ帰る由であったが、文助が一人で来たため人数がたりず、さらに人数をつれに元浦に戻っている最中に、女が死亡した。急遽元浦に連絡すると、養子文助がやってきて、死骸引き取りを申し出、朝熊の若イ衆3人で元浦まで運び、請取一札を取って帰った。 | 朝熊町有文書A50 |
| 35 | 明和 8 | 17710519 | 病死 | 5月19日、岳道の穴之地蔵で旅人が発病しているとの報せで、年寄・月行事若イ衆が駕籠と医者と共に向かったが、間に合わず急死してしまった。同行者がいたので、国所を尋ねたところ、摂津国高槻領西面村の吉兵衛妻りくという者であった。御師は内宮中之切町松岡太夫であったので、御師方へ連絡したところ、使者をよこしたので、若イ衆を付添にして死骸を引き渡し、会合役人へも連絡した。松岡太夫から入用を書き出してくれる様に挨拶があり、駕籠代・駕籠昇賃・蠟燭代など21匁と200文が経費であった。22日になって、松岡太夫から礼状と入用金が届けられる。 | 【史料7】 朝熊町有文書A50 |
| 36 | 明和 8 | 17710527 | 病死 | 朝熊村濱道の浜田辺で旅人病人が出たとのことで、当番年寄が人足を連れて見分に赴いた所、急病で養生も難しい様子であった。日暮れになったので、桃燈を貸した所、同行の者から、病死したので、世話をしてくれと請われたので、山田御師の神田源内太夫方へ連絡したところ、家来の者がやってきて処理をし、駕籠に乗せて引き取っていった。会合所へ届け出て口上書を作成した。病死人は、相模国三浦郡浦川の新八であった。 | 【史料8】 朝熊町有文書A50 |
| 37 | 明和 8 | 17710724 | 水死 | 黒瀬村二軒茶屋川岸に40歳くらいの坊主の溺死体が見つかり、心当たりの有無の照会が会合から出されるが、すぐに身元が判明したので、照会は取り消された。 | 朝熊町有文書A50 |
| 38 | 明和 9 | 17720509 | 水死 | 朝熊領保田下で流死体が見つかり、月行事・当番年寄が垣外1人を連れて見分に赴くと、鹿海村の者がやってきて、数日前に鹿海村で家出の女が出たので、捜索に来ていたとの事で同道したところ、鹿海の女に間違いないので内々に（会合や奉行所への注進無しに）引き取らせてくれというので、その通りに引き渡した。 | 朝熊町有文書A51 |

②旅病人の行き倒れ

明和令に見るような「途中ニ而相果候」「最初方行倒相果罷在候」旅人の死亡としては、宝暦 2（1752）年、明和 8（1771）年の行き倒れの事例がある。

【史料 6】

一、夜五つ時桶屋吉蔵届来候ハ東之河原奥右衛門土間二年頃五十余之男十死一生之体ニ而居申候由告来、早速当番源内、月行事若イ衆浅右衛門・弥五右衛門連れ罷越候処最早死去仕、見分仕候処巡礼と相見えこさ口荷たわら内々吟味仕候処、たはこ入之中ニ往来一札有之披見候処、紀州熊野和深浦四郎兵衛と申者宗旨請状上品寺印形有之、文言穿議之上墓所へ垣外之者ニ申付内々為弔蔵龍庵江三匁布施仕候

往来一札

此四郎兵衛と申者、此度西国巡礼ニ罷出申候所々御関所無相違御通し可被下候、若於他国□□相煩相果申候共国元へ無縁之者ニ御座候、一々国所御通達ニおよび不申候、其所ニ御役人中之御了簡可然御取置成し被遣可被下ハ勿論、宗旨代々禪宗当寺旦那紛無御座候、為後日乃而往来一札如件

宝暦二年正月 紀州熊野和深浦上品寺印

所々御役人衆中

右之一紙ニ□西国三十三所巡礼ノ札葉少々□下計、錢八十文有之、死骸取仕舞候垣外ニ□

上の史料に見る様に、宝暦2年1月10日の夜五つ時に、桶屋の吉蔵が東之河原奥右衛門家の土間に50歳くらいの男が瀕死の状態であると申し出て、年寄・月行事が赴いたが、既に死亡していた。荷物を改めると、往来一札があり、熊野和深浦四郎兵衛である事がわかった。往来一札には他国で死亡しても国元へ無縁の者なので連絡はせずに、所の作法で処理してくれとなっていたので、垣外之者に命じて内々に墓所へ葬り、蔵龍庵に布施料3匁で弔って貰った。この場合、往来一札を所持していたが、所の作法で処理して国元への連絡は無用とあったため、朝熊村では奉行所への届出はせずに、内々に処理をしている。

明和8年は、おかげ参りの流行した年であった。この年のおかげ参りは抜け参りが多かったのだが、通例の伊勢参宮と同様に御師の檀家として伊勢参宮を行った参宮道者も多かった。そのような参宮者が病死した場合には、村ではなく御師が処理をしている事がわかる事例を下に示した。

【史料7】

一、岳道穴之地蔵ニ旅人相煩候旨峠方知ラセ来候ニ付早速当番老人、駕籠其外月行事若イ衆医者等差遣し候処、急死ニ而間ニ逢イ不申無是非仕合ニ候、依之段々同行之内え国所等相尋候得者、攝州高槻領西面村吉兵衛妻りと申者病死ニ而則内宮中之切町松岡太夫御師ニ而始終様子相届ケ候処、御師方使者等相見へ申、死骸之儀ハ送り遣し当番兩人若イ衆付添引渡仕申、此砌為念御会合役人中迄相届ケ無滞相済申候

一、右松岡太夫方も此度入用之儀不残書付当方まで御差出し被下候様挨拶有之候、以上
壱歩ト八匁 駕籠壱挺代

八匁 駕籠舁ちん

五匁 蠟燭代 二百文 めし代

……

廿二日

一、内宮松岡太夫方使者、此間殊外御村御世話ニ預り忝奉存候一札申来、猶亦入用金も持参仕候而請取申候

明和8年5月19日、岳道の穴之地蔵で旅病人が見つかり、朝熊村の年寄・月行事若イ衆が駕籠と医者と共に救助に向かったが、間に合わずに死亡してしまった。この死亡者には同行者がいたので、国所を尋ねたところ、摂津国高槻領西面村の吉兵衛妻りくという者であった。この死亡者は参宮道者であって、御師は内宮中之切町松岡太夫であった。御師方へ連絡したところ、使者をよこしたので、若イ衆を付添にして死骸を引き渡し、会合役人へも連絡したというものである。吉兵衛夫妻もおかげ参りにやってきた後、さらに金剛證寺や二見伊雑宮へ赴く途中で急病になったのだと思われる。

さらに、この事件の一週間後にも参宮道者の病死人が出ている。

【史料8】

廿七日

一、濱道濱田辺ニ旅人病人有之由承候ニ付、当番人足召連見分仕候処、急病ニ而養生も不相叶体ニ相見へ候、殊更暮ニも及候故、桃燈等も遣し候処、同行之内願来候は、同行之内病死仕候ニ付御世話ニ預り度願来り候、依之山田師職神田源内太夫方へも様子相知らせ迎等差越候様申遣し候処、官家来之者立越世話仕申候、駕籠ニ乗セ引取申候、依之内宮会合所へも為念御届ケ仕候処、口上書ニ而差出し候様被申候ニ付、立帰り相認メ差出し申候 当番橋本助左衛門

文言左之通

申上口上

一、相模国三浦郡浦川と申処新八と申仁当村領之内二見辺ニ而今日七つ時分、病氣之由承候ニ付、段々世話仕候処、養生不相叶暮六つ時前病死仕候ニ付、則山田師職高柳町神田源内太夫方へ無滞相渡し申候、為念如此ニ御座候、以上 朝熊村年寄印 当番西口長九郎

五月廿七日

内宮御年寄御会合衆中

明和8年5月27日、朝熊村浜道の浜田辺で旅人の病人が出たとのことで、当番年寄が人足を連れて見分に赴いた所、急病で養生も難しい様子であった。日暮れになったので、桃燈

を貸した所、同行の者から、病死したので、世話をしてくれる様に請われたので、山田御師の神田源内太夫方へ連絡したところ、家来の者がやってきて処理をし、駕籠に乗せて引き取っていった。会合所へ届けた所、口上書の提出を命じられて作成したが、病死人は、相模国三浦郡浦川の新人であった。

このようないってみれば本来の行き倒れ、行路病死者の事例は表②の中では多くない。領内での領外者の死亡の事例は、事故死であったり、自死であったり、乞食死であったりする者の割合が高い。

③事故死

事故死としては、表中の宝永 8 (1711) 年 1 月 29 日の事例が該当する。この事例についての記録を下に示す。

【史料 9】

一、廿九日九つ半時分、与五郎申来り候ハ我等出茶屋之近辺死人有之候由、往来之者为知被申候故早速断候と申来候故、則年寄五島十郎兵衛・月行事若イ衆三人召連彼所え立越て見分之处、何方之者共相知不申者相果居申候故、則羽根宜太夫・辻次大夫兩人を以內宮役所迄申達候处、□修理殿・神楽大炊殿当番として朝熊村え見分ニ立越被申候、且又内宮当番橋内膳・役人寺田半右衛門、朝熊村当番羽根宜太夫・辻次大夫同道ニ而御公儀様え内宮方直ニ御注進申上候得者为見使豊長金右衛門殿・豊長平八殿・直右衛門殿・武太夫殿・九太夫殿、以上五人御越被成内宮役人寺田半右衛門殿同道ニ而見分被致死人之様子書付御公儀様え差上被申候、文言左ニ記

覚

一、朝熊村方戸羽え之往還かや堂と申所二年頃六十三ノ男下奉公人之体ニ相見へ申候、帯をとき東を向うつふきニ成居申候、ひんさきニ少し白髪有之候、但さかやき二三日以前そり候様ニ相見へ申候

一、せいノ高サ御略計ニ相見へ申候、尤能ク肥居申候

一、上唇左之方少しかやニ而突さき申候様ニ相見へ申候

一、其外惣体疵少も無御座候

一、着仕居申候物古木綿紺両面綿入袴上ニ花色之単着仕候

一、浅黄寫之古キ帯袴筋

一、木綿白キ下帯

一、黒キ木綿ひとへきやはん

一、わらんしかけうんさい

一、右之足ニわらんしはき左ニハ無之候

一、死人居申候場所五六間計西ニ手水手拭耆筋左之片足之わらんし一所ニ有之、但シ手拭ハかやニ懸り居申候

一、死人居申候場所拾式三間計上戸羽え之往還ニ而御座候、此道広七八尺計も有之候、此所右え谷えこけ落申体ニ相見へ申候

一、死人雑物少も相見不申候

宝永八辛卯年惣月二十九日

右之通ニ而御座候

一、内宮衆へハ庄殿寺ニ而振舞進申候

一、御見使衆へも振舞仕進申候

一、御見使御見届被遊死骸取置仕候様ニ被仰候故、則戸羽道墓所へ葬申シ、谷ノ坊主ニ羽書五匁と米代耆匁遣し申候

一、葬送之役儀、死人之番等垣外之者ニ相勤させ申候

一、御検使之衆被仰候ハ、夜中見分之儀ニ御座候得共近辺見届たく候間外ニ所持之者有之候故見届来り候様ニ被申候故、則若イ衆を以見分致させ候処ニ一円所持之物見へ不申候故其段申入候

史料の語るところは、こうである。

12月29日に鳥羽道のかや堂というところで、60歳位の奉公人体の男が死んでいるという報告があり、朝熊村年寄が死人の様子を見分のうえ奉行所へ報告した。奉行所からは検視役人が派遣され、死体発見の状況から、崖下へ転落したものと判断し、事件性はないとして、死体の埋葬が指示されたので、鳥羽道の墓所へ埋葬して処理を終えた。

ところが30日になって、鳥羽藩の家中士がやって来て、中間の庄兵衛という者が28日に抜け参に出たので、行方を捜していたが、朝熊領内で死人があり、埋葬をしたと聞いたので、死人が庄兵衛かどうか改めたいと申し出てきた。

奉行所へ確認した所、「取置仕候死人二度掘出す儀成不申、殊ニ御検使之上葬候得者見せ申儀難成段、鳥羽使者へ申聞セ候様」と申し渡された。既に検視も終わって埋葬した死人を再度掘り出すことはならないと命令されたので、その旨鳥羽藩士にも説明して帰ってもらった。

この事例では、崖下への転落による事故死だとして、事件性が無いと判断されて、処理されており、処理が済んだ後は、関係者が現れたとしても死体の再確認は拒絶されている。事故死として処理するためには、奉行所から派遣された検視役人による鑑定結果が事故死だと断定する事が必要であった。処理の手続きとしては、死体発見一年寄による見分一内宮役所

への報告—内宮役所からの見分—山田奉行所への注進—奉行所からの検視役人の派遣—死人様子書の作成と奉行所への提出—会合役人・検視役人への饗応—検視役人からの埋葬の指示—谷の坊主による葬礼と鳥羽道墓所への埋葬、というものだった。通例は、身元不明の死体であるから、身元を尋ねる高札を建てる作業があるが、この事例では、奉行所の命令がないからという理由で高札は建てなかった様である。

④自死

島路山、あるいは朝熊村領内での自死の例としては、元文4年5月、寛延4年閏6月、宝暦3年8月、同11年9月、明和7年5月、の事例がある。このほかに宝暦11年9月の山田辻久留町での縊死についての記録がある。

これらの自死で身元が判明したのは、元文4年の事例である。やや長文だが以下に掲げる。

【史料10】

一、三反之坂岳道方山之内ニ而年頃五十計之男首縊り相果居申候と、昼時分宗兵衛申来候直ニ年寄若ヒ衆召連見分仕候処乞食風情共何方之者共相知レ不申候故、口上書を相認御会合迄年寄御注進申上候文言左ニ記ス

奉申上口上

一、朝熊領三反之坂と申所二年頃五十計之男下帯ニ而首縊り相果居申候処、吟味仕候得共何方之者共相知れ不申候間御公儀様へ宜敷御注進被仰上被下候ハ、忝可奉存候、以上

未ノ五月廿日 朝熊村年寄印

内宮御年寄御会合衆中

一、御公儀様へ願上申候文言左ニ記ス

一、朝熊領三反之坂ト申所二年比五拾計之男下帯ニ而首縊り相果居申候処吟味仕候得共何方之者共相知れ不申候間御注進奉申上候、以上

未ノ五月廿日 朝熊村年寄印

御奉行所様

右之通相認早速昼自分方御会合迄御注進申上候得者直ニ御公儀様え会合当番岡本造酒役人三口藤右衛門年寄同道ニ而御注進申上候、外ニ当村えは会合御当番山神舎人殿泉益之助殿役人風宮作弥御見分ニ御出ニ被成、茶屋久右衛門方ニ御休足被致候内ニ彼死人山田岩淵町益大膳家来ニ而下馬所町西村九郎兵衛と申者、作冬方方家出仕方々と相尋申候、御番所ニ而首縊り

相果居申候彼死骸我々え被下候と親類組中益大膳名代加納喜左衛門と申仁段々被申入候ニ付則御会合え当番中え御窺申上候得者此一義御公儀様迄も御注進申上候儀は為念証文致させ死骸相渡可申様被仰聞其意を親類組中益大膳名代加納喜左衛門右之衆方年寄え証文致させ取置死骸相渡右之趣御会合えも年寄方証文差上申候、文言左ニ記ス

奉申上口上

今日御注進申上候当村ニ而首縊相果居申候者之儀山田益大膳殿家来下馬所町西村九兵衛ト申者ニ紛無御座候而尤怪敷筋無之段承届右親類組中我々方え証文為致死骸相渡申候ニ付此段奉申上候、以上

元文四己未年五月廿日 朝熊村年寄

内宮御年寄御会合衆中

右之通相懇御会合え差上申候、因茲役人風宮作弥 御公儀様方之御檢使え右之趣申上、途中方も御帰り被成被下候様ニと役人衆参候得者、古市町ニ而被行合内所角屋ニ而委細申上酒ニ而饗応仕御口シ被申候、且又死骸之儀口親類組中加納喜左衛門え慥ニ相渡し為念下馬所町内迄月行事若ヒ衆弥市を以届仕置候、但シ其夜中は会合御当番久右衛門方ニ御休足被致明朝方小林え会合御当番中年寄同道ニ而御公儀様え御礼何角ニ伺ひ仕候得者役人作弥、夜前方小林え罷越委細首尾仕被置候故御前えは御礼ニ出不申候間依是会合へ之御礼も下宿ニ而相済罷帰り申候、且又死人番等之儀も先格之通月行事之若ヒ衆垣外相勤申其夜雨降ニ而人足多ク入候故不残若ヒ衆使申候、会合下宿久右衛門小林下宿禰宜太夫方迄頼置申候得共、右之様子ニ而御出被成候、然共似合造作料致置申候、其後廿三日藤村九郎兵衛親類岳兵衛と申仁酒式升持参いたし先頃は御村ニ而殊外騒動仕何方様ニも預御苦勞ニ忝為其御礼ニ伺出仕候と申被参候、前之樽は年寄会合仕席口仕候、二分通惣談之砌披露いたし候、右之通山田方相知レ申ニ付年寄会合仕殊外造作ニ而入用多ク入申候間少々成共九郎兵衛方え取ニ遣シ申候得者為後代にも可罷成申と存談合対決仕内宮役人方え御公儀様え御注進入用之書付年寄口廊役人方え取ニ参候得者上野清左衛門殿被申候は、是迄多く行倒ニ不限病人介抱仕先様え相渡し候事も数多有之候得共何方へも造作料請取ニ遣シ候事は迄一円無之候、其元ニも御無用ニ可被致候と達而被申候ニ付夫故相止申候

史料によると、元文4(1739)年5月20日朝熊村内の山で50才位の男が首を吊って死亡していた。村で見分したが、「乞食風情」か「何方之者」か判然としないので、会合と奉行所へ報告した。奉行所から検視役人が出発した後で、死人が下馬所町の西村九郎兵衛であり、昨年冬に家出をしたため、方々捜索していたところ、縊死をしたことを知ったとして、親族から遺骸の引渡しを要望してきた。朝熊村では会合に報告した上で、親類から一札をとって、

遺骸を引き渡している。それを受けて、急遽検視役人に報告して、引き返してもらうことになる。

この場合、当初は乞食か、あるいは身元が確かな他所の者が不明であったので、奉行所の検視役人が出張する事になったのだが、身元がはっきりしている場合は、検視役人の出張は無く縁者に対して死骸が引き渡される措置がとられたと思われる。

4 乞食死

①乞食死の事例

前掲の表②「神宮領における行き倒れ」の中で、乞食死と見られるものは9件、鉢坊主、山伏勧進も含めると11件のぼる。

乞食死の態様がわかる事例としては、宝永2(1705)年閏4月3日の乞食山伏の縊死がある。その状況を示す資料を下に示す。

【史料 11】

一、鳥羽道与右衛門持之畑ノ端、年頃三拾五六歳ニ相見へ申候山伏縊死申候ニ付、役人方え右之趣申参候処、早速上野清助被致見分、直ニ御奉行所え御注進申上候

覚

今昼七つ前ニ朝熊村領鳥羽往還之道里より五丁計東道筋より九尺計南ニ年頃三拾五六歳計と相見へ申乞食山伏細き麻縄にて縊死相果居申候、様子を見申候に病者と相見へ癩病之体ニ見へ申候御事

宝永二乙酉念閏四月三日 朝熊村年寄羽根善五左衛門・岩本松左衛門

覚

- 一、上に白きつつりひとへ物
- 一、中につつりのひとへ物
- 一、はだにつつりのひとへ物
- 一、畳のふるべりを帯に仕居申候
- 一、山伏之ふるき綸袈裟首ニ懸り居申候
- 一、短錫杖を腰ニ指居申候
- 一、腰にふるききんちやくをつけ居申候
 - 内ニ錢十七文有之
 - 候一、ふるき文箱
 - 内麦粉壺升計上袋ニ入

内ニふるきぬのきれ有之候

内ニふるき中椀耆つ米はし耆せん

内ニふるき櫛耆つ有之候

一、わろんすそはにぬき竹杖をそばニ置申候

一、榎木にくびつり此者西向に相果眼をふさき齒を喰しはり居申候

酉ノ閏四月三日 朝熊村年寄 羽根善五左衛門・岩本松右衛門

右之趣相認御当番十文字

造酒進口修理役人并年寄同道ニ而御注進申上候処ニ前々之格式之通早速送葬仕候様ニ被為仰付候ニ付、則牛谷へ土懸ケ喚ニ遣申候而則蔵龍庵様を頼申候而焼香布施三匁仕、土葬仕舞申候、右之通役人方迄申通候

但シ札之文言下書相認当番年寄持参

一、牛谷之地下より老人見舞ニ参候、依之金耆歩取可申仕口之儀申候故此方より拾六匁相渡申候、外ニ坊主ニ式匁渡申候、以上拾八匁

一、耆匁式分垣外之者加来右衛門松葉をたき申候

一、三日昼より垣外式人番

一、夜番垣外四人ニ相務申候様ニ申付候処垣外中罷出候由申来候

一、四日ニ垣外之者昼迄式人番三人ハ穴掘老人ハ目見仕申候、四日ニ六人罷出申候、垣外中間え金耆歩相渡申候

朝熊村領内を通る鳥羽道沿いの畑の榎に 35、6 歳くらいの乞食山伏が麻縄で首をくくって死んでいた。朝熊村から宇治会合へ連絡し、宇治会合から山田奉行所へ連絡が行くが、所持品には蓑、錫杖、銭 17 文があったが、道中手形などはなかった。

奉行所は前々の通り早速葬送する様指示してきたので、牛谷へ土掛けを命じ、蔵龍庵に焼香を依頼して、無縁地に土葬した。死骸の状況を見分したところ、「癩病之体ニ見へ」とあることや、所持品の中に銭 17 文と食料と思われる麦粉 1 升があったことからみてハンセン氏病の病苦により自死を選んだ可能性が高い。

4 日に、高札を立てたが、その文言は「一、今日三日に年の頃三十五六歳計の乞食の山伏、細き麻縄にて此所に首をつり相果居申候ニ付所の墓所江死骸葬申候、縁有之方候ハ、朝熊村江可被尋越候、以上 酉閏四月三日 朝熊村」というものであった。宇治会合から札の掲示期間は閏 4 月 6 日までとするよう指示が来る。

次に、餓死の状況を示す享保 10（1725）年の事例を以下に示す。

【史料 12】

一、廿四日未之下刻狼茶屋与吉申来候ハ松下村勘四郎と申者、箕瀬薬師堂之内ニ乞食壹人相果居申様ニ告ケ来候ニ付、勘四郎同道ニ而薬師堂え参見申候処、慥ニ相果居申候ニ付右之旨各様え御注進申上候と申来候、依之年寄兩人、月行事・垣外召連罷越見分仕候而様子書仕罷歸り候

当番 川口半左衛門・小川益右衛門

様子書覚

- 一、行倒之男年頃三十四五計と相見得、やせ衰相果居申候
- 一、下口びる少たたれ
- 一、両足之指少皮とれ
- 一、上に古木綿のつきつき嶋之裕を着
- 一、中ニ花色破れもめんのひとへ物を着
- 一、内下ニつつれじばんを着
- 一、上ニ破れふすま破れ笠覆ひ
- 一、古ござ壺枚
- 一、火打道具袋ニ入させる壺本
- 一、古袋二つ
- 一、かうかけ壺足
- 一、布古きものをむすひ合せ候帯壺筋
- 一、古木綿の頭巾壺つ
- 一、枕ニ荷俵仕候、其中え古扇壺本、板のきれ一つ、小刀壺本、古き切々の木綿毛拔壺つ、古釘之口ニコすり
- 一、小桶壺つ
- 一、茶碗壺つ
- 一、古ござ二つ
- 一、わら少し

右之通ニ御座候、以上

巳十二月廿四日

乍恐奉申上口上

朝熊村領箕瀬山と申所式間四面外戸無之薬師堂御座候、右堂之内ニ行倒者有之候旨、松下村勘四郎と申者告ケ知セ申由、狼茶屋之与吉と申者申来候ニ付、早速我々立越見届申候処、非人と相見得年頃三十四五之男やせおとろへ相果居申候、則見分仕候様子別紙書付御覽入申候、

右之段御公儀様え宜被仰上可被下候、以上

巳十二月廿四日 朝熊村年寄印

内宮御年寄御会合衆中

右之通相認当番兩人内宮役人迄相断候得者則御会合之内上野内記殿・岩崎主税殿、御兩人役人方へ御越被成被仰候は、早速御公儀様え注進可申上由被仰聞、直ニ御会合御当番中同道ニ而罷越、右之趣御注進申上候処、御檢使之衆中御同道仕、御檢使御宿七太夫方へ申付、御会合宿長五左衛門方へ申付、朝飯進申候而箕瀬薬師堂へ罷越、御見分被遊御吟味之上様子御認被成、弥非人と相見へ候間早速ニ取置候様被仰渡、双方下宿へ御帰り被成候故、昼飯進申候、且又松下村勘四郎儀、薬師堂方直ニ呼越候様被仰渡候ニ付、権右衛門を差遣申候得者、勘四郎同道致シ七太夫方へ參候、右之旨御檢使え申上候得者勘四郎御差出段々御吟味之上証文御取被成候、文言覚

口上之覚

昨廿四日四つ頃、朝熊村領箕瀬薬師堂ニ死人有之由、筵売之女傭仕候ニ付薪作ニ罷出候途中ニ而承、聞捨ニハ難成候故罷越見申候処、違も無之様ニ相見得候、就夫朝熊村狼茶屋与吉方へ申聞、与吉同道ニ而薬師堂へ罷越見申候処、因果候儀紛無之候故、年寄中へ被告候様ニと申口口松下村へ罷帰申候、右之通相違無御座候、以上

巳十二月廿五日 松下村勘四郎書印

樞坂軍兵殿・小久保伝八殿

享保 10 (1725) 年 12 月 24 日、朝熊村領内の箕瀬薬師堂で 34, 5 才の乞食が死亡していた。25 日に奉行所から検視役人が来て、所持品等の見分を行い、食物が全くなかったことから、餓死と判断した。現場の薬師堂は、旅病人が出たときなどに介抱するために使われる無人のほくらであるが、しばしば乞食達が寝泊まりする場にもなっていた。死骸は、鼠にかじられた跡があった。寒さと飢えとにより絶命したあと、見つかる事も無いまま鼠の餌になっていたのであろう。

以上の 2 例は、旅病人の病死とはことなり、縊死と餓死とであるが、乞食死は多かれ少なかれ、このような形を取ったのだと思われる。したがって、乞食死の場合、自死であってもそれは、病死などによる行倒と異なるものではないと思われる。

そして、乞食死に対する、村郷側の処理は、その多くが、内々に処理され、牛谷之者による埋葬と村内の草庵の坊主による簡単な葬礼が施されるのみであった。

そもそも、乞食・非人は村方にしてみれば、排除し追い立てるべき存在であって、奉行所

や会合からの指示が無ければ、保護を加えるべき対象にはなりえないのである。

内宮領や朝熊村の乞食への対処を見てみると、元禄7年、宝永5年、延享元年にそれぞれ宇治会合から内宮領内の在々町々へ、乞食を入れず追い払う様に指示が出されている。朝熊村においても、元禄11年、享保5年、同20年、元文元年、明和6年、同8年と、ほぼ間断なく、牛谷之者に依頼して朝熊村領内の乞食の追い立てを行っている。こうした排除を繰り返して行っても、領内への乞食の立ち入りがやむ事は無かった。そうした存在であっても、領内で死亡すれば、一定の処置を行わざるを得なかったが、それを行き倒れた乞食への一定の保護と評価する事は難しい。死亡ではなく、領内で発病して歩行困難になった乞食がいた場合にどのように対処するのかは、そうした事例が記録に残っていないので、判断できないが、乞食病人の保護の記録がないという事自体が、乞食病人が保護の対象から外れている事を示唆しているのではないだろうか。

②乞食死への対応

乞食死への村側の対応として目立つのが、内々の処理の多さである。村内で異死が生じた場合は、会合への報告、奉行所への注進、検視役による見分、高札の設置などが義務づけられていたし、検視役の出勤があれば、それに対する饗応が必要であったから、少なくない費用が降りかかってきた。したがって村方としてはできれば、正規の手続きを踏まないで済ませたいところであった。

それが、乞食死の場合は、正規の検視が省略される事がしばしばであった。内々の処理を行ったケースが5件あるが、そのうち4件は乞食死であった。元禄9年2月の鉢開坊主の異死は次の様な処理であった。

【史料13】

元禄九丙午年二月廿七日、島路杉坂新田之納屋ニ鉢開坊主相果申候、就夫四郷年寄并上野清左衛門談合ニ而御公儀様へは隠密ニ仕、同氏清助同道ニてしのびニ為取置候、為後日如此ニ候

鉢開坊主とは被差別民の鉢屋であり、神宮領では拝田之者、牛谷之者と並ぶ非人身分であったが、ここでの鉢開坊主はそれとは異なる野非人的な存在だった可能性がある。島路杉坂新田での死亡であるから、下四郷による共同の処理の対象なのだが、「四郷年寄并上野清左衛門談合ニ而御公儀様へは隠密ニ仕、同氏清助同道ニてしのびニ為取置候」と、あからさまに奉行所への届出を行わずに内々での処理が行われている。ここで、上野清左衛門とは宇治会合の役人であるから、宇治六郷の談合による処理が行われており、それは鉢坊主だったか

らという事になる。

享保元年1月の事例は次の様なものだった。

【史料 14】

一、島路山ニ落物有之候、急成儀ニ存、中村・楠部方会合へ注進仕置候、就夫相談仕度儀も有之候間、其郷々御兩人づ、柳田まで早々御越可被成候、於柳田可得貴意候、為其如斯候、以上

正月廿四日 中村・楠部年寄
鹿海村・朝熊村・一字田村・松下村御年寄衆中

一、島路山四つ之瀬と申所ニ行倒有之候間各御出ニ可被成候、我等儀早速立越申候得者如斯御座候、以上

正月廿四日 楠部年寄
追啓申入候、先二早々中村迄御出可被成候 楠部年寄
鹿海村・朝熊村・一字田村・松下村御年寄衆中

右之廻状ニ付宇治柳田方迄四郷同前ニ立越被申候、其内ニ中村楠部役人上野清左衛門同道ニ而右行倒之者吟味仕候処、乞食ニ相究御公儀様へは不申上隠密ニいたし、牛谷ノ者ニ為相仕舞罷帰候、依之牛谷之者ニ錢五百文くれ申管ニ申合候、併右之錢中村年寄楠部年寄役人えも其段申入相究候得共、六郷割ニ仕候哉、又は四郷出シ置可申哉、出合連印ニ而ハ埒明不申、明日中村にて四郷寄合仕郷々方先格之儀式持寄委細可申談管ニ申合罷帰申候 当番木村七郎右衛門・坂口藤藏

享保元年1月、島路山四之瀬で行き倒れがみつかった。発見した楠部村年寄は他の四郷内村々の年寄への相談があるとして集合を呼びかけ、四郷年寄各村と宇治会合役人が吟味した所、「乞食ニ相究御公儀様へは不申上隠密ニいたし」、牛谷の者に葬らせた。つまり、乞食であるという判断の下に奉行所への報告をスポイルするという確信犯的な対応をしているのである。

何故、このような対応をするのかといえ、それは、乞食であれば、親類縁者からの問い合わせがあるわけでは無く、不当な処理を行ったとしてもそれに対するクレームがつく心配が無いからであるのは疑いがない。

宝暦7(1757)年1月の事例もまた同様に、非人である事が間違いないという事で内々の

処置が行われている。

【史料 15】

九日夕五つ時

一、宇治山ニ落者有之之由鹿海村方人を以当番壺人中村会所江出合候様申来り、依之松下へ手紙ニ而申遣ス

一、中村方人を以申来り候は宇治山落者之儀非人ニ御座候間、御会合方内々仕舞ニ置申候、松下村之儀御出候は口可申候様御申可被下由申来り、又々松下へ手紙を以申遣ス

一、六郷山之内ニ落者有之之由ニ而中村方方段々急事順達ニ付当番早速中村会所江立越委細相尋候処、今夕方当村山人御注進候は、六郷山之内北のせと申処ニ落者有之趣申来り、依之人足兩人差遣右之者見届ケ壺人立帰り無相違様申ニ付即時ニ役人方へ参り右之様子相談候処、役人早速ニ口見ニ参候ニ付、兼而故四郷揃之儀も互参ニおよひ楠部方相見へ候間、同道にて一之瀬迄参り候へは柳作太夫被帰見分之趣相尋候得者非人ニ紛無之様ニ相見へ、牛谷之者へ申付片付させ可申様被申、則我々ニ場所迄参り可申様ニ存候趣、牛谷之者仕舞帰り申ニ付相尋候得者年頃五十計之男裸ニ而口倒、脚絆計衣類道具一切無之趣申候

一、市宇田村ハ四郷とは不和之所故、右之様子知らせ不申出合別候へ共雑用之儀は格別、右人足入用等は割合懸ケ可申様請合決着ニ付、使を以其訳申遣追而入用割請取可申様申遣す
当番西野弥惣左衛門

ここでは、「御会合方内々仕舞ニ置申候」とあるように、内々の処理が会合役人の指示で行われている事が明らかである。死体の処理としては「牛谷之者へ申付片付させ」として、内宮領の非人身分であり、土掛け役を担っている牛谷之者へ行わせている。

元文4（1739）年の乞食の娘の死亡の際の事例は次の様であった。

【史料 16】

一、西沖之井の下ニ居申候乞食之娘相果居申候間、出生相知れ候者ニ而垣外へ仕舞せ牛谷へ若ヒ衆式人遣し、坊主しかけさせ垣外之墓え葬申候、則蔵龍庵へ三匁弔料遣し申候、始終月行事も若ヒ衆出合首尾能仕舞申候

朝熊村西沖之井の下で乞食の娘が死んでいた。出生はわかっていたので、垣外の墓に埋葬させ、蔵龍庵に弔せて、無事に終わったというのである。牛谷之者によって垣外の墓、すなわち朝熊村内のかわた身分の墓所へ葬っているのだが、その際に蔵龍庵による弔いが行われている。ただ、埋葬するのみでは無く、なにがしかの葬礼が行われているところに、乞食

死であっても村としての最低限の保護が反映しているとみることもできる。

5. 旅病人の保護

旅病人の保護や宿継での継ぎ送りに関する 20 事例を一覧にした表③「神宮領における旅病人と継ぎ送り」を見てみると、次の様な特徴を見いだす事ができる。

表③ 神宮領における旅病人と継ぎ送り

| 番号 | 年号 | 西暦 | 事項 | 出典 |
|----|--------|----------|---|-----------------------|
| 1 | 元禄 5 | 16920226 | 鳥羽道一瀬河で鳥羽の堀上平右衛門が病痛で危険だったので、堅神村に連絡して、駕籠に乗せて送り届けた。 | 朝熊町有文書A1 報告書 I 52頁 |
| 2 | 宝永 7 | 17100601 | 六郷領内で病人が発生し、楠部峠茶屋へ引きいれ、介抱される。 病人は、亀山東町安兵衛でうつつみ猶右衛門の供で鳥羽へ赴く途中であった。楠部から鳥羽へ連絡し、内海直右衛門と伊賀屋七郎兵衛手代の市兵衛が引き取りに来る。伊賀屋から茶屋に500文、医者に500文が支払われた。雑用総額は39匁8分で、これは六郷割となった。 | 朝熊町有文書A6 |
| 3 | 宝永 7 | 17101023 | 中村より島路山のかくれ石という所に病人があるという連絡が入る。 病人は、播州出身の伝七、36歳で、14.5歳之時に大坂北浜町で徘徊し、日々稼ぎの者で定まった主人もいないが、今回は船で河崎に着き、そこから歩行で大阪へ行く途中であり、船主市左衛門への書状を持参していた。 疝気がおこり、茶屋数右衛門が介抱したが、奉行所からは養生させるように指示があった。 24日迄養生し、25日に籠に乗せて小俣迄送った。 費用は、1両と羽書60匁で、そのうち300文は病人伝七に与えた。 | 朝熊町有文書A7 |
| 4 | 正徳 4 | 17140617 | 近江八幡村の清助が朝熊村で病気になり、山田御師の三日市与三大夫方まで行きたいというので、そこにいた者の心使いで駕籠に乗せ、一字田村へ送り、一字田村からは村継で楠部村へ送った所が、楠部村はこのような病人の村送りは先例がないというので、継送りを拒否したため、朝熊村から年寄が出向き、人足を出して三日市与三大夫方へ送り届けた。 楠部村の拒否の理由は、本来病気になった場所で回復した後、村送りするべきなのに、病人のまま送ってきたことが、先例に無ということであった。朝熊村は、その点を謝罪した一札を一字田村へ提出し、費用9匁は一字田村と折半した。 | 【史料17】 朝熊町有文書A7 |
| 5 | 正徳 4 | 17141024 | 島路山の風尾というところで、美濃国谷汲村文六という34、5才の男が病気の様子なので、看病した上で、奉行所に届け出ると、歩ける様になるまで看病し、その上で多少の路銀を与えて他領境迄送るようにとのことであった。 そこで、宇治浦田町の中に小屋がけをして病人をそこに置いて、番人を付け、看病をした所、回復したので、宮川迄送った。この際の費用は銀173匁9分5厘で六郷割とした。 | 【史料19】 朝熊町有文書A8 |
| 6 | 享保 1 9 | 17340722 | 千代地蔵の前で大和高取領見世村之坂口弥十郎家来佐兵衛が12才の娘を連れて、発病していたので、九郎右衛門方へ引きいれて、看病し、御師の名前を尋ねたが、判然としなかった。その内回復したので、宿賃と薬代を置いて発足した。 | 朝熊町有文書A21 |
| 7 | 享保 2 0 | 17350305 | 岳道で西国巡礼の遠江国豊田郡池田ノ庄一言村の与右衛門弟の文宅という坊主が足痛で倒れていたのが介抱し、事情を聞いた所、御師は山田の工藤十大夫で、先月30日に岳に登り、2夜は野宿し、2夜は金剛證寺の方丈におり、5日の朝になって、方丈から籠でここまで送られたが、足痛がやまず倒れてしまったという事であった。 この坊主は官許であったが、朝熊に苦勞をかけたくないので、そろそろと山田まで歩いて行くというので、路銀として銭100文を与えた。 | 【史料18】 朝熊町有文書A22 |

| | | | | |
|----|--------|----------|---|--------------------|
| 8 | 享保 1 9 | 17340109 | 鳥羽道岩谷で、千日参の者が病気になった。朝熊まで連れてきて介護し、宇治会合に報告したところ、病人の出生は宇治今在家の左右衛門という者であった。 病人は、結局地藏堂で死亡してしまったので会合へ連絡した所、左右衛門の親類、左右衛門の養子が死体を引き取りに来たので、死人籠で受けとって帰って行った。 | 朝熊町有文書A20 |
| 9 | 元文 3 | 17380999 | 廣頭という座頭が、相模国浦賀番所から村継でやって来て、朝迄一泊したいと言ったが、宿泊所が無いと断ると、少々駕籠賃を出すので山田曾祢町まで送ってくれという。そこで曾根迄送り届けたところ、座頭は50文を出し、朝熊からは20文を出した。 | 朝熊町有文書A25 |
| 10 | 寛延3 | 17500606 | 鳥羽領市郎左衛門新田近辺で三河渥美郡堀切村の小三二が行き倒れていたの で、月行事・垣外で見に行った所病気で歩行困難になっていた。宇治河原町に弟新助がいるというので、連絡すると、早速引き取りに来て、連れ帰った。この懸かりは1匁5歩を村が負担した。 | 【史料4】 朝熊町有文書A32 |
| 11 | 宝暦 7 | 17570716 | 堅神村から病人を駕籠に乗せて送ってきたので、様子を聞いたところ一宿を願ったので、山田迄駕籠で送った。駕籠賃と日用賃で4匁と14文を負担した。 | 朝熊町有文書A37 |
| 12 | 宝暦 9 | 17590214 | 武州牢人1名がやってきて、腰痛により一宿を願い出たので、久右衛門方へ宿させる。 | 朝熊町有文書A39 |
| 13 | 宝暦 1 0 | 17600314 | 戸羽道古野辺ニ老僧がくたびれた様子でいたので、月行事が日雇2名を雇い駕籠で河原地蔵堂で休息させ、宇八方へ食事の支度をさせた。夜番として各郷から1名ツツ出させた。翌日、堅神へ向かうという事なので、畑口まで見送った。 | 朝熊町有文書A41 |
| 14 | 宝暦 1 2 | 17621010 | 尾州牢人が2名、病人があるので宿を願い出につき、庄右衛門方へ泊める。 | 朝熊町有文書A43 |
| 15 | 宝暦 1 3 | 17630221 | 山田中古世古領土手原の前に50歳ほどの尼が病気で伏せている。それにつき、心当たりがあるかを内宮領村々に会合より照会。朝熊にはそのような者はいないと回答。 | 朝熊町有文書A44 |
| 16 | 宝暦 1 3 | 17630723 | 加茂松尾村の者が腹痛でうち伏せていたので、地藏堂へ入れて薬を吞ませ、月行事を番に付けて、松尾村庄屋へ連絡した。病人の兄と親類がやってきて引き取り、後日、松尾村庄屋から酒二升と礼状が来る。 | 朝熊町有文書A44 |
| 17 | 明和 2 | 17651028 | 牢人 3 人連れで、病気に付宿借を願い出る。河原地蔵の宿賃は出来ないの で、夜番・垣外に番をさせた。堅神番太に問い合わせると、昼間鳥羽で口論 をして退去した者だということで、夜中番をして、朝朝熊領境から見送った。 | 朝熊町有文書A45 |
| 19 | 明和 6 | 17691214 | 鳥羽道で、貧人の煩いがいたので、見分のところ、病人ニ間違いない、波切 村の者だということで、河原地蔵堂で養育する。 | 朝熊町有文書A48 |
| 20 | 明和 8 | 17710507 | 5月7日に、斎宮村で病人があったが、内々で処理したことが伝わり、役所 (奉行所)に取り調べられた。参宮人に病人がいれば、直ちに会合所に注進 する様に申し渡される。 | 朝熊町有文書A50 |

第一に、ここに現れる旅病人は道中手形や書状類を持参しているか、身元についてはっきりと示す事ができる者達である。行倒人の場合、乞食死が相当含まれていたのに対し、旅病人として村の保護を受ける者には乞食あるいは乞食体の者は含まれていない。このことは、単に発病して苦しんでいるというだけでは、村の保護の対象にならなかった事を示唆している。

第二に、旅病人に対する介護は保護したその村あるいはその場所の責任で行うという事である。

正徳 4 (1714) 年 6 月に起こった、病人の宿継ぎに関する朝熊・一字田村と楠部村の間の

トラブルや、享保2(1735)年に生じた朝熊村と岳方丈とのトラブルがそのことを示している。

【史料17】

一、近江八幡村清助と申仁、当村ニ而気色悪敷山田御師三日市与三太夫方迄参り度由申候ニ付其所へ行合候者心口ニ而駕籠ニのせ一字田村え送り届候処、一字田村方楠部村へ送り候得者、楠部村年寄一字田村年寄へ被申候は、ケ様之病人村送り仕儀不得意由被申候ニ付、朝熊村へ可口旨一字田村年寄被申候、驚入則朝熊村年寄大西弥治兵衛・辻次大夫、楠部村へ立越右病人清助朝熊村え受取以人足ヲ山田御師三日市与三太夫方へ送り届申候、就夫楠部村方一字田村へ証文仕候様ニ申ニ付一字田村方朝熊村へ証文致給候様ニ申来候故則証文遣し申候、文言左之通

一札之事

正徳四甲午年六月十七日之夜、江州八幡村清助と申仁朝熊村にて相煩本腹無之内ニ一字田村へ送候故無何心早速楠部村へ送り被申候処ニ楠部村方□□不濟由、驚入則朝熊村江も右之様子被申届朝熊村年寄当番次大夫・同弥次兵衛一字田村年寄当番源兵衛・武兵衛、楠部村え立越、病人見分之处、何れも之御介抱故本腹被致候、右病人之儀村送りニ致シ候事先例無之儀□入段々断相立、其上にて病人ヲ□之受取則朝熊村人足ヲ以病人之師職山田八日市場三日市与三太夫方え送り届け被申候、向後ケ様之無礼之儀致間敷候、為後日一札如件

正徳四甲午念六月十九日 朝熊村年寄

一字田村年寄中

……

六月廿五日

一、病人清助入用楠部村方羽書九匁一字田村へかけ申候ニ付、朝熊村ニも半分かかり給候様ニ一字田村方申来候故四匁五分遣し申候

正徳4年6月、近江八幡村の清助が朝熊村で病気になり、山田御師の三日市与三大夫方まで行きたいというので、そこにいた者の心使いで駕籠に乗せ、一字田村へ送り、一字田村からは村継で楠部村へ送った所が、楠部村はこのような病人の村送りは先例がないというので、継送りを拒否したため、朝熊村から年寄が出向き、人足を出して三日市与三大夫方へ送り届けた。

楠部村の拒否の理由は、本来病気になった場所で介抱を加え、回復した後に村送りするべきなのに、病人のまま送ってきたことが、先例に無いということであった。朝熊村は、その点を謝罪した一札を一字田村へ提出し、費用9匁は一字田村と折半している。

【史料 18】

一、岳道弥勒木戸之脇ニ西国巡礼仕坊主老人足を痛ミ居申候ニ付、年寄并月行事若ヒ衆久左衛門・九助兩人連吟味ニ罷越候所、生国は遠江州豊田郡池田ノ庄一言村与右衛門と申者之弟名ハ文宅ト僧御師ハ山田工藤十太夫ト申師職之由申之、右之坊主先月晦日ニ岳へ登り其夜ハ野宿致シ二日方四日まで方丈様ニ御介抱、今朝方丈様ヲ駕籠にて是までおくられ申候へ共足の痛未やわらぎ不申此所倒れ居申候ト申之、ケ様之病人当村領へ断りもなく捨置候段、不届キ之至ニ存、月行事若ヒ衆久左衛門・庄八を使として右之次第方丈様へ申遣候へは、弥岳にて介抱致させ足痛ニも大概和らき申候間、帰り申度由申ニ付坂内駕籠にておくらせ申候段返事有之候、其俣ニ而ハ沢ケ立不申候ニ付、夜中年寄兩人辻半六・河ノ口兵右衛門方丈へ被立越段々申候得共、愈相替儀無御座返事納所被致候、依之山田御師工藤十太夫方へ可申遣と催シ仕候処、右之坊申は爰許にて各御苦勞被成被下候も氣之毒ニ存候間山田までそろりそろり可參候由申候間、任其意錢百文路金之たしニくれ遣し申候、尤夜中ニ地藏堂へ駕籠有之、取寄セ支度致させ養育仕候

右之病介抱任月行事若ヒ衆久兵衛・半之丞・千右衛門・和助

享保 20 年 3 月に起こったこの出来事は逆に朝熊村が抗議している例である。岳道で西国巡礼の遠江国豊田郡池田ノ庄一言村の与右衛門弟の文宅という坊主が足痛で倒れていたので介抱し、事情を聞いた所、御師は山田の工藤十大夫で、先月 30 日に岳（金剛證寺）に登り、2 夜は野宿し、2 夜は金剛證寺の方丈におり、5 日の朝になって、方丈から籠でここまで送られたが、足痛がやまず倒れてしまったという事であった。

この坊主は官許であったが、朝熊に苦勞をかけたくないので、そろそろと山田まで歩いて行くというので、路銀として錢 100 文を与えた。

この際に、朝熊村は岳方丈へ対し「ケ様之病人当村領へ断りもなく捨置候段、不届キ之至ニ存、月行事若ヒ衆久左衛門・庄八を使として右之次第方丈様へ申遣」と激しい抗議を行っている。自分の所の宿泊者が発病し快方していないのに、他村に置いていくというのは、まさに元禄令が禁じる場所であった。方丈の側は、一定介抱して本人が大丈夫というので送り出したという弁明をしているが、朝熊側はその弁明を受け入れていない。

こうした旅病人の介護責任の所在については、奉行所も強い意向を示していた。

【史料 19】

一、六郷山之内風尾と申所へ病人有之候旨只今申来り候、各之内老人宛御出可被成候、以上

十月廿四日 中村年寄

楠部村・鹿海村・朝熊村・一字田村・松下村年寄衆中

□之此状相届次第ニ御出行合候、以上

同

一、右状ニ付六郷山病人見分いたし柳田嘉太夫方ニ而四郷相勤申候 当番辻治大夫
 一、御屋敷能登守様へ八太夫・三太夫・三郎太夫召連罷出候処断も無く他領へこやかかけ申儀
 不届之段被為仰付三人手鎖御かけ被成所御預ケ被成候、且又峠喜右衛門・庄八・弥右衛門、
 右三人ハ何事なく御しかり計ニ而御赦免被遊候、依之八太夫・三太夫・三郎太夫組頭ヲ控、
 随分封印損し不申候様ニ番相勤可申旨申渡し、地下方老人宛夜番之小口番ニ相添候様ニ申渡
 候、清兵衛儀は病氣故名代五郎太夫罷出候得共本腹次第清兵衛召連候様ニ被仰出、五郎太夫
 ハ罷帰候

一、六郷山病人之儀六郷談合之上ニ而左五郎養生仕、其上ニ而御公儀様え御注進申上候処、
 御公儀様被仰渡候ハ、随分養生いたし[1行不明]送り候様ニ被仰出候

当番内宮松岡帯刀 役人清助

当番中村岩崎忠左衛門 楠部村泉半右衛門 鹿海村井上久右衛門 朝熊村西井治右衛門
 一字田西野源兵衛 松下岡島八左衛門

右之外ニ一郷方老人宛内宮病人方ニ番相勤居申候 年寄西井治右衛門

正徳4年10月、島路山の風尾というところで、美濃国谷汲村文六という34、5才の男が
 病気の様子なので、看病した上で、奉行所に届け出ると、歩ける様になるまで看病し、その
 上で多少の路銀を与えて他領境迄送るようにとの指示が出された。

そこで、宇治浦田町の中に小屋がけをして病人をそこに置いて、番人を付け、看病をした
 所、回復したので、宮川迄送った。この際の費用は銀173匁9分5厘で六郷割とした。

ところが、この対処の内、宇治浦田町に小屋がけした事が奉行所の咎を受ける事になった。
 奉行所側は「断も無く他領へこやかかけ申儀不届之段被為仰付三人手鎖御かけ被成所御預ケ被
 成候」という対応だった。宇治浦田町は嶋路山の外ではあるが、宇治六郷の内ではあるので、
 奉行所の見解が正しいかどうかの問題はあるが、ここでは、奉行所の対応として、旅病人の
 養生は発見された場所で行うという事で、六郷山で発見された場合は、下四郷以外の場所に
 移して養生させてはならず、町場である宇治浦田町に小屋がけした事は処罰の対象になると
 いう事だったのである。

第三には、旅病人介護に要した費用は保護した町村の負担であるということである。この
 点を次節で検討しよう。

6. 旅病人と行倒人への村の負担

行倒れの処理や旅病人の保護に村はどの程度の負担をするのであろうか。

異死や旅病人、継ぎ送りなどで、要した費用の書き上げがある16の事例を集めてみると、表④「神宮領における旅病人・行倒人の費用」のようになる。

表④ 神宮領における旅病人・行倒人の費用

| 年 | 西暦 | 種別 | 事項 | 費用 | 銀換算 |
|------|----------|-----|--|--|---------|
| 宝永2 | 17050403 | 縊死 | 鳥羽道沿いで乞食山伏が縊死。奉行所は見分せずに埋葬を指示。 | 22匁 朝熊村の負担 焼香布施3匁、土掛け16匁、松葉炊き1匁、坊主2匁 | 22匁 |
| 宝永7 | 17100601 | 旅病人 | 六郷領内で病人が発生し、楠部峠茶屋へ引き入れ、介抱される。 | 39匁8分 六郷割 病人の引取先から茶屋に500文、医者に500文が渡される。 | 39.8匁 |
| 宝永7 | 17101023 | 旅病人 | 島路山で疝気を発症した播州の伝七を茶屋で介抱し、奉行所から養生させるとの指示があり、24日迄養生、25日に駕籠に乗せて小俣に送る。 | 金1両と羽書60匁 六郷割内 13匁5分は駕籠賃送り賃 300文は病人伝七に与える。 | 120匁 |
| 正徳4 | 17140617 | 継送 | 朝熊村で近江八幡の清助が発病、駕籠で一宇田、楠部へ継ぎ送りするが、楠部が病人の継ぎ送りを拒否。朝熊が人足を出して、御師まで送る。 | 9匁 楠部村から一宇田村へ送り返した費用 朝熊と一宇田で折半 | 9匁 |
| 正徳4 | 17141024 | 旅病人 | 島路山で見つかった旅病人につき、奉行所からは歩行可能まで看病した上で、路銀を与えて他領境まで送る事を指示され、宇治浦田町に小屋がけて看病し、快復後宮川まで送る。 | 銀173匁9分5厘 六郷割 | 173.95匁 |
| 正徳5 | 17150112 | 乞食死 | 島路山一ノ瀬で乞食の女が死亡。奉行所の見分を受けて埋葬。 | 66匁7分7厘 六郷割 | 66.77匁 |
| 正徳5 | 17151299 | 乞食死 | 朝熊領箕瀬薬師堂西に非人体の行倒人、奉行所の検視の上で蔵龍庵の引導で墓所に埋葬。 | 50匁 朝熊村の負担 | 50匁 |
| 享保2 | 17350305 | 旅病人 | 岳方丈から駕籠で朝熊へ送られた坊主が足痛で介抱される。 | 路銀として銭100文 | 1.5匁 |
| 享保10 | 17251224 | 乞食死 | 箕瀬薬師堂で乞食が餓死、奉行所の見分を受けて、蔵龍庵の引導で所の廟所に埋葬 | 7匁 朝熊村の負担 土掛け料と酒代 | 7匁 |
| 享保18 | 17330124 | 乞食死 | 島路山四之瀬で乞食の行き倒れ。 | 66匁8分7厘 六郷割 土掛け料、中村番賃 | 66.87匁 |
| 元文4 | 17390826 | 乞食死 | 朝熊村領内で乞食の娘が死亡。垣外の墓へ埋葬。 | 3匁 朝熊村負担 蔵龍庵弔い料 | 3匁 |
| 寛延3 | 17500606 | 旅病人 | 鳥羽領市郎左衛門新田で行倒の病者を朝熊村が連れ帰って介抱し、宇治河原町の弟に引き取らせる。 | 入用1匁5分 朝熊村の負担 | 1.5匁 |
| 寛延4 | 17510611 | 縊死 | 朝熊村領稲葉岡で縊死の男の死体。身元は不明。垣外の墓所へ埋葬する。 | 12匁と米1升 朝熊村の負担 牛谷仕舞料、坊主、蔵龍庵弔料 | 12匁 |
| 宝暦2 | 17520110 | 行倒 | 朝熊領奥右衛門家土間で旅病人死亡。往来一札に所の作法での処理が書かれていたので、内々に処理。 | 3匁 朝熊村負担 埋葬は垣外に命じ、蔵龍庵に布施料 | 3匁 |
| 宝暦7 | 17570716 | | 堅神村から病人駕籠で継ぎ送り、山田迄駕籠で送る。 | 駕籠賃・日用賃4匁と14文 朝熊村の負担 | 4匁 |
| 明和8 | 17710519 | | 岳道穴地藏で旅人の病死、御師松岡太夫が引取、費用も後日支払う。 | 金1分 21匁 200文 駕籠賃・蠟燭代・飯代で朝熊村が立て替えた分 | 39匁 |

おおむね、異死・行き倒れなどの場合、朝熊村領内で生じた場合の費用は3匁から50匁まで幅があるが、内々で処理した場合は、土掛け料と弔い料のみで3匁前後となる。これに対して、病人の介抱に要する費用は、ばらつきがあり、奉行所から丁寧な介護を命じられた場合には180匁程、両にして3両近くの入用も見られる。概して、費用負担という点では、旅病人の介護の方が大きく、行倒れや乞食死の場合は費用が少ないといえる。

これらのうち、島路山での行き倒れの場合は、六郷もしくは、下四郷で負担を均等割にしているが、村内での行き倒れの場合は、その村の負担であり、仮に行き倒れ人の身元が判明していても、費用の請求はせずに、村側の全くの持ち出しとなる。前述の【史料10】に示した、元文4(1739)年5月20日に朝熊村領内の山での行き倒れに関する処理に、そのことが見えている。

この史料によれば、朝熊村内の山で50才位の男が首を吊って死亡していた。村で見分したが、「乞食風情」か「何方之者」か判然としないので、会合と奉行所へ報告した。奉行所から検視役人が出発した後で、死人が下馬所町の西村九郎兵衛であることが判明する。検視役人に報告して、引き返してもらう途中、古市の角屋で酒食の饗応をする。

あれやこれやで、けっこう費用がかかったので、死人の九郎兵衛側に負担して貰おうと、会合に相談すると、会合役人は、「是迄多く行倒ニ不限病人介抱仕先様え相渡し候事も数多有之候得共何方へも造作料請取ニ遺シ候事は迄一匁無之候」と述べ、これまで多くの行倒人や病人の介護を行ってきたが、いずれの場合も費用を請求する様なことは無かったので、やめる様に指示される。

このように、神宮領においては、旅病人の介護や行倒人の処理に要した費用は、相手側からの費用負担の申出が無い限り、村方の負担とすることになっていた。行き倒れの場合、要する費用は葬礼と埋葬の経費であるが、それよりも検視役人が出張してくる事への応接や饗応に要する費用が大きかったと思われる。そのことが、可能ならば行き倒れの処理を内々で済ます事への誘因になっていたのである。

他方で、神宮領における行き倒れの保護や処理において、在村の負担を軽減する要素があった。それは、神宮御師の存在である。本来、宿村の負担になる病人の保護や死人の処理が、御師の檀家の参宮人である場合に、御師がそれを引き受ける事例がある。

前述の【史料7】に見る、明和8(1771)年5月19日の岳道穴之地蔵での女病人の行き倒れ事例では、内宮松岡太夫による費用負担が記されていた。その後、松岡太夫から入用を書き出してくれる様に挨拶があり、駕籠代・駕籠昇賃・蠟燭代など21匁と200文の経費を書き上げたところ、22日になって、松岡太夫から礼状と入用金が届けられた。

このように、御師の檀家の参宮人が行き倒れた場合、死体の処理などの世話は御師が引き受けており、村方で支出した費用についても御師が負担している。

この事件の1週間後の明和8年5月27日に、朝熊村領内の浜道の浜田辺で病死人が出た。前掲【史料8】に示した事例であるが、病死人は、相模国三浦郡浦川の新八であった。新八は、同行の者たちと伊勢参宮をした後、鳥羽へ向かう途中であったが、山田御師神田源内太夫の檀家であったから、源内太夫が死体を引取って事後の処理を行っている。この二つの事例は明和8年に生じている。同年は明和のおかげ参りがあった年で、多数の抜け参りが押し寄せたが、正規の伊勢参宮のルートでやってくる参宮人も多数に上っていた。したがって、旅病人や行き倒れが多発したと思われるが、少なくとも神宮領内では檀家の遭難は基本的に御師が保護を加えていたので、その分町在の負担は軽減されていたと思われる。

7. 元禄一明和期における久離の推移

乞食が供給される要因としては、一つには犯罪により追放刑を受け、無宿帳外れとなるケースが考えられる。しかし、柴田純氏が田辺領での分析で指摘された様に、その比重は高くない(柴田2016)。もう一つは、飢饉などにより乞食に出て、その後も帰村せずに乞食になっている事例や飢饉以外にも貧困により離村して乞食になる事例が考えられる。神宮及びその周辺は近世初期から商品貨幣経済の展開が著しく、また諸国から参宮道者が訪れるから、遍歴の遊芸者や物乞いの乞食が多く集まる地である事は間違いない。したがって、神宮領内の乞食の供給源は神宮領内に限られるわけではないが、神宮領町在からドロップアウトした者たちも一つの供給源と見る事が出来るだろう。

そこで、元禄期以降の久離願に着目してみた。

久離願は、犯罪に巻き込まれて連座する事を避けるために願い出ることが多いが、神宮領の場合、日常の非行を理由として久離願を出す場合の他にも、家出・欠落・出奔などを理由として久離願が出されている。神宮領において家出や出奔があった場合、町在の年寄に欠落を届け出、年寄同道で会合所へ赴き、欠落帳に記載される。その後、帰参すれば、欠落帳から外してもらう。欠落届を出した後も、帰参もせず、所在も不明な場合、さらに久離願を出す事になる。久離が認められれば、神宮領内での居住や止宿が禁止されるので、追放と同じことになる。久離となっても、帰参が認められれば、郷参として人別に復帰する事になるが、郷参のケースは極めてまれなので、久離となった者はほとんどがそのままである。

表⑤「神宮領における久離の推移」に、元禄15(1702)年から明和8(1771)年に至る70年間、317件、321人分の久離願の内容を5年ごとにまとめて示し、毎年の久離件数の変動を図②「神宮領の久離件数推移 1702-1771」としてグラフ化した。グラフを見ると、正徳4(1714)年前後に一つのピークが見られ、その後、宝暦3(1753)年頃をボトムとして、それ以降は再び増加傾向に転じている。したがって、田辺領の様に18世紀後半に増勢に転じるというのとはことなり、18世紀初頭に既に多くの久離が出現しており、それが漸減し

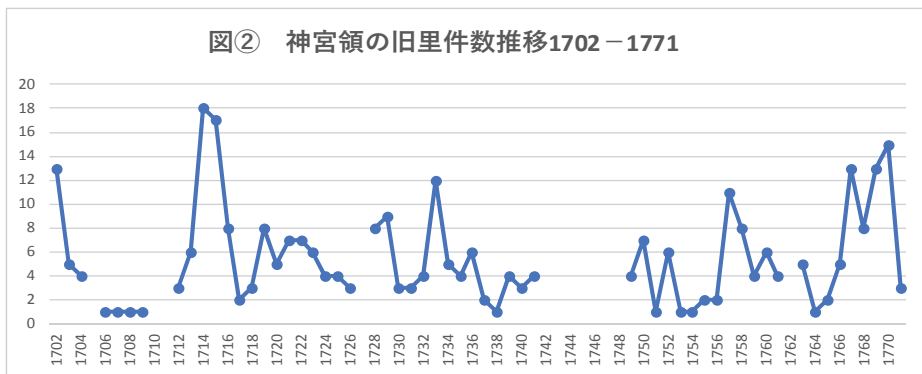
ていく中で、宝暦期以降に、再び増勢に転じているという傾向を確認できる。

表⑤ 神宮領における旧里の推移

| 期間始 | 期間終 | 件数 | 年平均 | 男 | 女 | 平均年齢 | 山田 | 宇治 | 外宮領 | 内宮領 | 家来 | 後家 | 倅 | 戸主 |
|------|------|-----|------|-----|----|------|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 1702 | 1706 | 23 | 4.6 | 23 | | 27.6 | 14 | 4 | 4 | 1 | 1 | 8 | 18 | |
| 1707 | 1709 | 3 | 1.0 | 3 | | 33.3 | | | | 1 | 1 | 1 | 2 | |
| 1712 | 1716 | 52 | 10.4 | 54 | 2 | 29.1 | 38 | | | | 37 | 18 | 33 | |
| 1717 | 1721 | 25 | 5.0 | 23 | 2 | 26.7 | 18 | 3 | 3 | | 21 | 6 | 18 | |
| 1722 | 1726 | 24 | 4.8 | 23 | 1 | 28.4 | 21 | 1 | 1 | | 20 | | 15 | 3 |
| 1728 | 1731 | 23 | 5.8 | 23 | | 30.8 | 18 | | 1 | 3 | 19 | | 12 | 4 |
| 1732 | 1736 | 31 | 6.2 | 29 | 2 | 27.2 | 21 | 2 | 4 | 3 | 27 | 4 | 18 | 2 |
| 1737 | 1741 | 14 | 2.8 | 14 | | 28.5 | 9 | 1 | 1 | 3 | 7 | 2 | 6 | 3 |
| 1749 | 1751 | 12 | 4.0 | 10 | 2 | 27.6 | 6 | 2 | 3 | 1 | 8 | 2 | 7 | 1 |
| 1752 | 1756 | 12 | 2.4 | 12 | | 25.8 | 10 | | 1 | 1 | 11 | 1 | 11 | |
| 1757 | 1761 | 33 | 6.6 | 33 | | 31.5 | 26 | 1 | 3 | 3 | 25 | 5 | 17 | 1 |
| 1763 | 1766 | 13 | 3.3 | 13 | | 30.5 | 11 | | 1 | 1 | 10 | 2 | 8 | |
| 1767 | 1771 | 52 | 10.4 | 50 | 2 | 31.2 | 38 | | 5 | 6 | 41 | 3 | 23 | 1 |
| 1702 | 1771 | 317 | | 310 | 11 | | 232 | 14 | 27 | 23 | 228 | 52 | 188 | 15 |

*各年の万日記より作成した。

*外宮領には大湊を、内宮領には二見領を含んでいる。



久離となった者の属性を表⑤によって見てみよう。

第一に男女別で見ると、321名の内310名が男性で圧倒的に男性が多くなっている。

第二に、平均年齢は25歳から33歳の間で推移しているが、5歳階級別の年齢別で見ると、20代が全体の50%、30代が27%を占めており、20・30代が中心であることがわかる。

第三に、久離者を出している地域は、神宮領のうち山田の比重が高く、町場であっても宇治の比重は低い。表では外宮領の中に大湊を含み、内宮領の中に二見領を含んでいる。冒頭

に述べた様に、神宮領は多気郡内の分領を除けば度会郡内に所在しており、山田の町を含む外宮領と宇治町を含む内宮領に分かれ、前者は三方会合が、後者は宇治会合が管轄している。二見領はもともと鳥羽藩領だったところが、寛永 10（1633）年に神宮領に帰属した場所であるが、触状などは宇治会合から行われている。したがって、外宮領・内宮領の項目は神宮領における農村部ということができる。そうしてみると、圧倒的に町方で久離が発生しており、農村部の比重は低い。

第四に、家来の肩書きを持つ家の久離者が全体の 3 分の 2 に上っている。神宮領内の住民は有姓者と無姓者とに分かれており、有姓者は御師や年寄となる家格を持つ者であり、無姓者は特定の有姓者の家来として肩書きされている。中世においては、有姓者に隷属していた無姓者が、中世後期から近世期にかけて貨幣経済の展開の中で自立した経営となっていく中で隷属の度合いは低下していくのだが、しかし、御師の経営の中で手代・家来として家来層の多くは包摂されている。宇治・山田においては家来層は相対的に下層を構成しており、したがって、この割合が高いのは久離の発生の背景には都市部における貧困が影響しているといえるだろう。

第五に、後家とあるのは、戸主が後家であるケースであり、これもまた貧困の度合いを反映している。

第六に、倅・戸主とあるのは久離者の続柄を示している。久離者は戸主との続柄でいえば、倅が最も多く、弟・甥がそれに続いており、戸主自身が親類から久離とされるケースは少ない。

以上の属性は当該期間を通じてほぼ共通しており、神宮領における久離者の特徴は 18 世紀初頭には成立していたといえる。こうした久離者として人別把握の対象からドロップアウトした者達はどのように生きていくのだろうか。

享保 4（1719）年 5 月 11 日、朝熊村峠の喜右衛門・六右衛門の弟忠兵衛が女房のまつを鉈で殴ってけがをさせるという事件が起こる。その際の口上書に、忠兵衛の来歴が記されている。その文面は以下の通りである。

【史料 20】

奉差上口上

- 一、我々弟忠兵衛儀六歳之年鳥羽片町笠右衛門と申者之方え養子ニ遣申候
- 一、十六歳之年、右笠右衛門おば賀茂河内村片岡藤次と申者之跡絶申候ニ付養父共ニ河内村へ引越申候事
- 一、廿五歳之年、養父笠右衛門方ヲ家出仕只今つれ申女房方ニ一兩年罷有、其上ニ而朝熊村峠え引越申候事

一、其後朝熊村え参、髮剃奉公相勤申、去年六月朝熊村ヲ隙取又峠え罷帰申候

一、河内村佐次助と申者忠兵衛女房まつにハ叔父ニ而御座候、忠兵衛妻子引越申候時分鳥羽御公儀様御人別帳御切被遊候ニ付、引取手形無之候而ハ引越申事成不申候と申候故、兄喜右衛門引取手形相渡引取申候而只今罷在候、以上

亥五月十一日 朝熊村峠 喜右衛門印 六郎左衛門印

内宮二郷御年寄衆中

峠の喜右衛門・六郎右衛門の弟忠兵衛は6歳で鳥羽片町笠右衛門の養子となり、16歳の時に笠右衛門が賀茂河内村の百姓跡式を継いだために河内村の住人となった。その忠兵衛は25歳の時に養父笠右衛門に反抗して家出をし、河内村内の佐次助姪のまつを女房として、一兩年河内村で過ごし、その後、生まれ在所の朝熊村へ妻子を連れて引っ越すのだが、その際に「鳥羽御公儀様御人別帳御切被遊候ニ付」とあるように、家出をして人別帳から外れていた忠兵衛はそのままでは引越が出来ず、朝熊村の兄達が引取手形を河内村へ渡す事で、朝熊への引越が可能になった。忠兵衛は、一銭剃刀とよばれる村抱えの髮剃奉公をしていたが、そこを引き払い峠へ移ってきた。

その忠兵衛と女房のまつが口論の末、忠兵衛がまつを鉈で傷つけるという事件が起こった。忠兵衛が朝熊へ引っ越したとき、忠兵衛は賀茂河内村で養父の家を家出しており、鳥羽藩の人別帳から外れていた。そのため、賀茂河内から朝熊への引越は兄喜右衛門の引取手形によって行われたのだが、おそらくそのため女房まつの人別は賀茂河内村に残ったままだったと思われる。したがって、忠兵衛のまつに対する暴行は神宮領の者が鳥羽藩領の者を傷つけたことになって、内々では済まず、山田奉行所の取扱で、忠兵衛は所預けとする裁許が行われた。

そこで忠兵衛の兄喜右衛門は、まつ叔父の賀茂河内村佐次助に交渉して、まつについては、どのようにされても文句はないという一札を取ってきた。この一札を根拠にして、忠兵衛の所預けの赦免を願い出た。その時の関係書類として忠兵衛の経歴が記された口上書が作成されたのである。

この事件は、久離切りや人別帳外れになったといっても、実態は、近辺で生活しているのだという事例である。神宮領で久離切になった多数の者たちも、実際は宇治・山田の近辺で暮らしており、その中から少なくない者が犯罪者集団に入ったり、乞食として勸進で命をつなぐことになっていくのだろう。忠兵衛も兄による庇護が無ければ、乞食となっていく運命だった可能性はある。こうした町在からドロップアウトしつつも、なお、身分を持たないまま、したがって公的な保護の対象にならないまま、乞食・非人として地域に滞留する者達の分厚い存在が神宮領における乞食死の頻発を作り出していくのであろう。

おわりに

以上、史料に即して検討してきたところを最後にまとめてみたい。

第一に、神宮領における捨子は、元禄令後や享保飢饉時などで発生を見るが、通常年においては、ほとんど発生を見ることがなく、したがって、町在の負担も低かった。慣行としての捨子は神宮領では存在していなかったといえるだろう。

第二に、行き倒れや旅病人は近世初頭からの多数の参宮人の出現によって、18世紀前半の時点で多数発生しており、それに対する町在の保護の体制も山田奉行所や宇治会合の強制を受けて整備されていった。この際の保護は、町在の外からの強制という側面を有していた。特に、行き倒れ死亡者の処理に比して、多額の費用を必要とする旅病人の保護は、身元を確認できる者に限定された。

第三に、神宮領においては、旅人の行き倒れ以上に、乞食の行き倒れ、すなわち乞食死が多発していた。しかし、乞食は取締や追い立ての対象ではあっても、保護すべき存在ではなかったから、乞食死に際しても、公的な処理は努めて避けられた。特に、病人として保護されることはほとんど無く、死体で無ければ、追い立ての対象となっていた。

第四に、乞食の供給源は、種々の理由から町在をドロップアウトした人々であったが、そうした人々は、貨幣経済化や市場経済化の進展によって増加していく。神宮領の場合、近世初頭と近世中後期二つのピークを有していたが、前者のピークは神宮領内の久離者や追放者が大きな供給源となり、後者のピークは、神宮領以外の地域での商品貨幣経済の進展や飢饉・疫病などによる農村荒廃が供給源として出現してきた。

こうした特徴を考えると、行き倒れの問題は、庶民の旅の安全の確保による旅の隆盛につながる側面と並んで、乞食死の問題として捉える事により、近世社会の中で、最も保護の対象にならない社会外存在を如何にして近世社会の中に位置づけるのかということの検討につながっていくといえるだろう。

本稿では、元禄期から明和期という時期についての事例収集をもとにしているが、18世紀後半以降の事例を引き続き検討する事により、近世社会と乞食に関わる論点を深めていく事が可能になると思われる。

【参考文献】

沢山美果子『江戸の捨子たち』、吉川弘文館、2008年

柴田純『江戸のパスポート』、吉川弘文館、2016年

藤本清二郎「近世における移動・行き倒れの構造（試論）」、『部落問題研究』227号、2018年

同 「近世の行倒片付、旅人病人対策の法的展開」、『部落問題研究』232号、2020年

同 「近世芸備地方の移動と行き倒れ（病人・死人）」、『部落問題研究』233号、2020年

町田哲 「近世の行き倒れへの着目と課題」、『部落問題研究』233号、2020年
竹永三男 「近・現代の「行き倒れ」(行旅病人・行旅死亡人)の実態とその救護・取扱から
みた日本社会の特質」、『部落問題研究』201号、2012年
塚本明 『近世伊勢神宮領の触穢観念と被差別民』、清文堂出版、2016年
『伊勢市史』第三卷近世編、伊勢市、2013年

【追記】

本稿は、JSPS 科研費 JP15H03247 (基盤研究(B)研究代表者藤本清二郎)「行き倒れに関する国際比較地域史研究—移動する弱者の社会的救済・行政的対応の分析」(2015-17年度)、および JSPS 科研費 JP19K00961 (基盤研究(C)研究代表者 大杉由香「子どもの命と人権に関する地域史研究—近世・近代・現代社会の連続面と断絶面を考える」2019-21年度)の成果の一部である。